

日中サービス支援型障がい者グループホーム  
(共同生活援助)

Well-Beingを  
HACKする！

完璧ではないけど、アイデアなどを駆使して  
かろうじてうまく行っていること。  
それでいて、それなりに効果的な解決方法



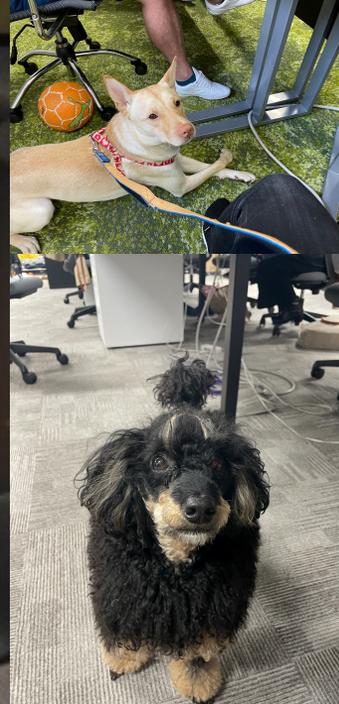
BEE-HACK

BUSINESS GUIDE



# Company

会社概要



お陰様で  
圧倒的  
No.1

社名: 株式会社アニスピホールディングス

所在地: 〒102-0074

東京都千代田区九段南 3-1-1 久保寺ビル 3階

代表者名: 藤田 英明 (Hideaki Fujita)

設立年月: 平成28年8月5日

資本金: 53,000,000円

決算期: 3月 ※現在6期目

店舗数: CARE PETS 11店舗 (うち直営2店舗)

障害者グループホーム 898拠点

(うち直営グループホーム 57拠点)

訪問看護事務所 1事業所 / 相談支援事務所 1事業所

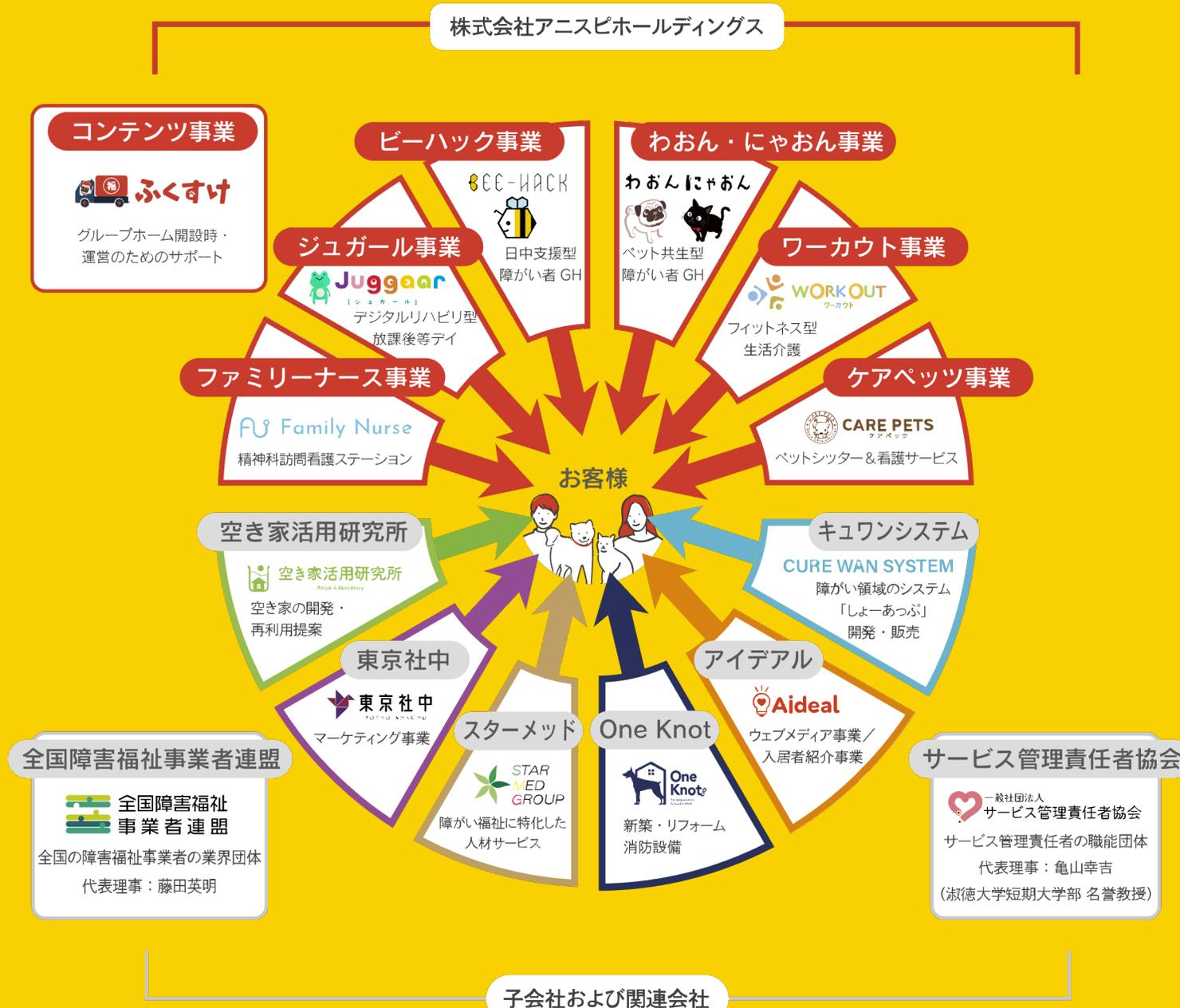
ワーカウト (生活介護) 20拠点 (開設準備中含め)

自立生活援助 1拠点 (2022年1月指定)

取引銀行: 三井住友銀行 / 常陽銀行 / 千葉銀行 / 東日本銀行 / 福祉医療機構

# anispi holdings

人の福祉とペットの福祉に  
必要とされる  
トータルサポートを  
提供しています。





# 新築も

# ドンドン増えてます!!!

わおん 奏

 **Daiwa House**

住まいを通じて生涯のおつきあい  
**MISAWA ミサワホーム**

 **積水ハウス株式会社**

憧れを、かたちに。

 **三井ホーム**  
MITSUI HOME

快適環境創造企業  
 **澁沢**  
株式会社



## 【業界初のクラウド型】 障がい者グループホーム 運営・請求一括管理システム

実績記録 国保連請求 個別支援計画 日報記録

シフト作成 事業管理 建物管理 利用者管理

1ヶ月無料お試しアカウント発行

月額:15,000円

1 障がい者グループホーム「介護包括型」と「日中サービス支援型」に対応

NEW!

2 令和3年4月施行版「報酬改定」に対応

3 毎月の運営計画、日々の業務管理、国保連請求までこのシステム1つで対応

4 シフト自動作成機能で効率的な業務運用

5 使い方は簡単!

「わおん」  
だけではなく  
障害者GH業界で  
ドンドン導入  
されています

# 人間福祉と

# 動物福祉の追求

*人間も動物もハッピーな社会に*

**Slogan**

# *Issue Driven company*

犬猫の  
殺処分問題

空き家の  
激増

精神病院から  
の退院

高齢障害者の  
増加

入所施設から  
GHへの移行

障害児の親の  
低所得化

早期の  
母子分離問題

発達障害児者  
の激増

親なきあと  
問題

8050問題

障害者総数の  
増加



**パステルIT新聞**

図が障害福祉に参画  
事業の多角化図る

CLINIC ばんばろ **BAMBOO** March 2021.3 Vol.480

【第1特集】  
めまい・ブロック注射……個別対応重視で人気に!!

# 増殖する “対象限定診療所”

【第2特集】2021年度介護報酬改定  
転換期を迎えた介護の未来

Remote talk  
Up To Discussion  
オンラインサロンは  
医療経営に使えるか

実践家そのものがコンテンツ  
参加者同士の交流を引き出せば  
低額で有益な経営ツールになる

6 4 5

Hinode-Waonシェアホーム  
動物との“共生”が入居者

**フロンパス** 3 2021 MAR. 770-

経済・企業 読者数2021

ウィズコロナに打ち克つ!!  
運身の  
【地域発】  
スタートアップ戦略

**エコミスト Online**

藤田英明 アニスピホールディングス代表 保護犬・猫と障害者  
らし

人に迫り、人を結ぶ

**経済界** 5 2021 May 1850円 月号

特集  
**逆境に生きる**

高木 大 Deportare Partners代表  
池上一夫 長谷工コーポレーション社長  
星崎尚彦 ビジナリーホールディングス社長  
小野文明 nmsホールディングス社長  
メディアでの取材掲載多数

総力特集 **注目企業2021**

anisp Holdings

ペット共生型福祉  
全国で450拠点  
人も動物も幸せ

ニッポンの犬とカッコよく暮らす! 楽しく遊ぶ!  
【シーバ】  
**Shi-Ba** 7 2021 Vol.119 月号

創刊20周年

「ペット共生型福祉」が社会に受け入れられ、普及するまでには、障害者がある人が保護犬・猫と暮らす日本での普及が不可欠だ。動物が人を愛する姿が社会に受け入れられ、普及するまでには、障害者がある人が保護犬・猫と暮らす日本での普及が不可欠だ。

「僕たちは、動物と暮らすことで、自分たちの生きがいを感じています。動物は、私たちに愛を注いでくれます。動物は、私たちに愛を注いでくれます。」

# 福祉とは？



# What's Welfare

福祉の対象は、障害に限らず、貧困、児童、女性、LGBT、シングル、高齢などなど非常に**範疇は幅広く、奥深い**。



福祉の仕事は、生活上で困っている人に対して  
どのように支援したら  
その人のQOL（生活の質）が上がるかを  
「**考え**」それを「**実践**」する仕事です

福祉の本質は「行為」ではなく「**思考**」です。ただの福祉屋にならないようにしましょう！

「**思考**」と「**専門性**」に基づく「**実践**」を福祉の専門職として提供していくためにインプットを！

# 社会福祉とは

- ①人間は1人では生きられない社会的存在であると認識する
- ②社会で生きていけるようにしていく
- ③人間を自分の人生の主人公であると認識する
- ④生活の主体である当事者の「人生の質」「生活の質」をお手伝いしている「黒子」
- ⑤少数者になってしまった人を取り残さない

# 自己紹介



# 自己紹介 犬8頭＋猫4頭＋フェレット1頭＋鳥84羽と同居中



22歳：明治学院大学**社会福祉学科**卒業

22歳：社会福祉法人に現場職で就職

23歳：事務長就任

26歳：高齢者介護事業で起業

35歳：全国に介護事業所を**950拠点**開設

36歳：内閣府規制改革会議に参画

37歳：首相公邸で講演

40歳：**アニスピHD**設立



## 【基本データ】

1975年11月生まれ

蠍座

卯年

A型

長男

犬派でもあり猫派でもある

先祖は水戸藩の藤田東湖

## 【現職】

アニスピHD（代表取締役）

全国障害福祉事業者連盟（理事長）

グラミン日本（アドバイザー）

医療法人杏林会（理事）

NPO法人いきば（理事長）

社団サビ管協会（理事）

トリプルダブリュー（顧問）





藤田英明  
プロフィール





ONE HOME  
FOR ONE LIFE

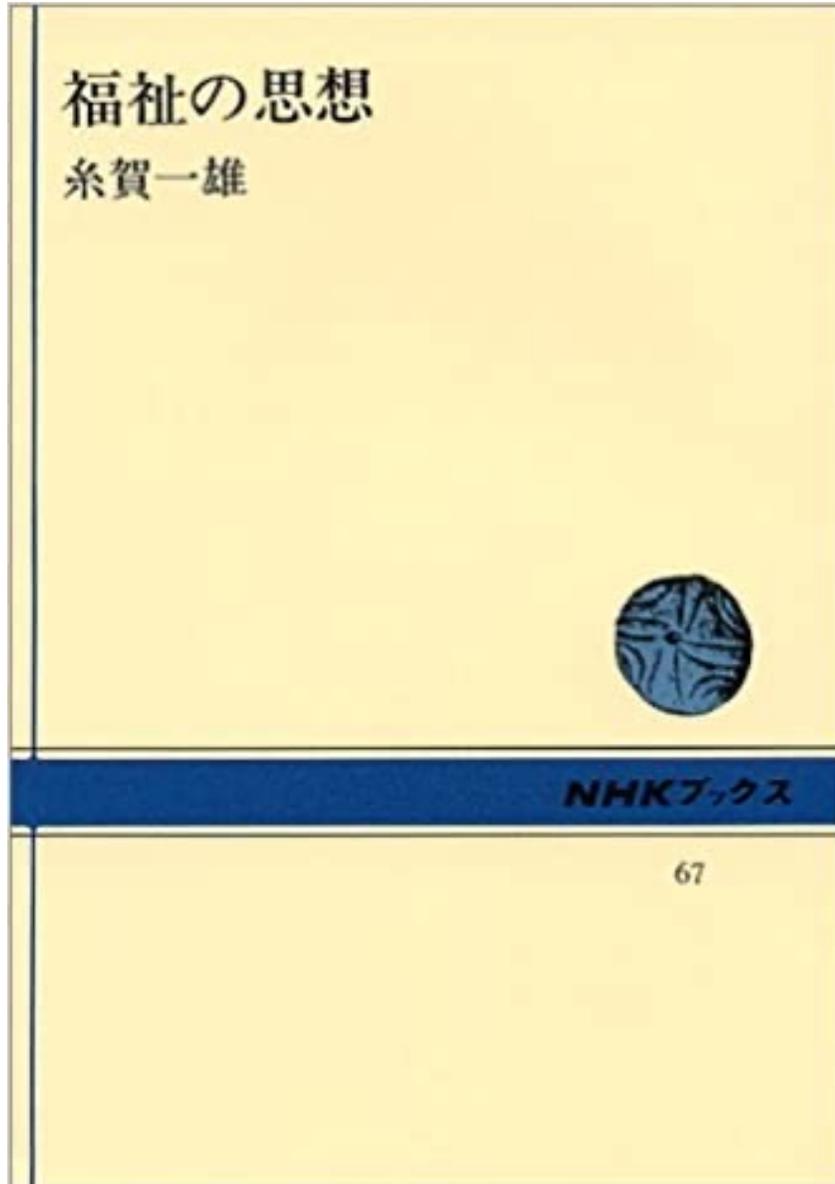
社の方で日本を再興する

# オススメ図書

# 障害者総合 支援法関連 おすすめ書籍



# 糸賀一雄



# ナイチンゲール





おしらせ

ONE HOME  
FOR ONE LIFE  
社名で社名を再興する

**【初回限定】 名刺100枚で550円**



東京都認証事業所



Umidas

social • firm

🌐 <https://umida-tokyo.com>

☎️ 03-6662-8876

**就労困難者**（障がい者/シングルマザー・ファーザー/元受刑者など）が制作しています



いきばについて



活動内容



NPO法人  
いきば  
IKI-BA



ニュース・トピックス



お問い合わせ



子どもたちの  
「いきば」をつくる

被虐待児童の問題  
にも千葉県八千代  
市で取り組み始め  
ました

<https://ikiba.org/>

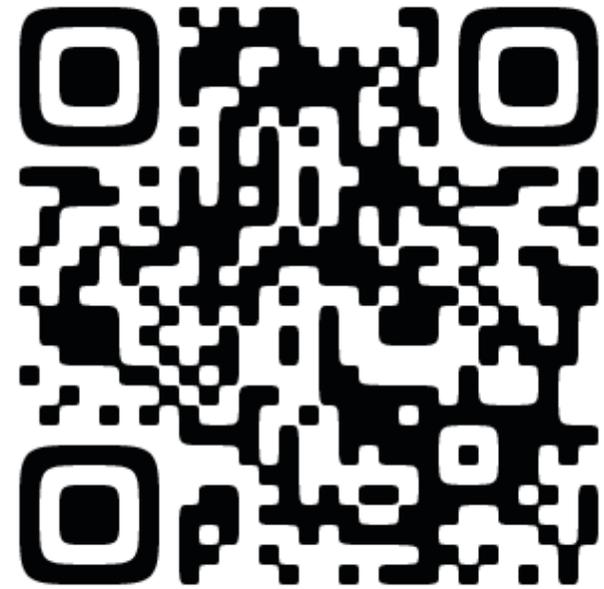


# 全国障害福祉事業者連盟



全国障害福祉  
事業者連盟

障害福祉事業者の方は  
是非ともご入会ください



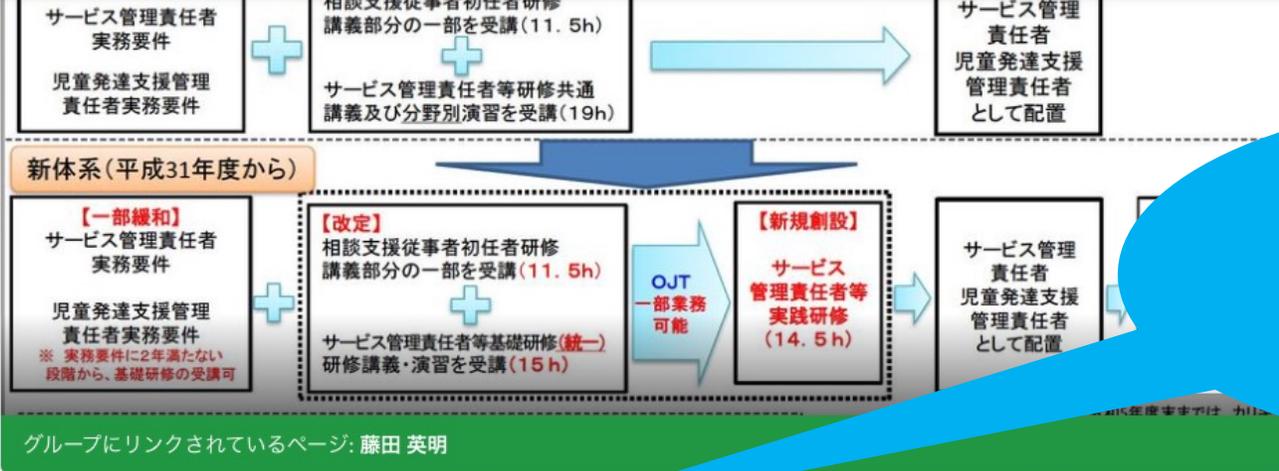


一般社団法人

サービス管理責任者協会

サービス管理責任者  
の継続的  
スキルアップ  
研修

会員数  
1,300名以上



**【弊社で運用】**  
**5,000名以上の**  
**サビ管・児発管が登録**

## サビ管・児発管集まれ!

公開グループ・メンバー5,128人

参加済み + 招待する

情報 ディスカッション 注目 トピック イベント その他

テキスト

スタート

注目の

英明

24日 8:07

ようこそ

サービス管理

「サービス管理

団法人

ビス管理責

SABIKAN.OR.JP



グループ情報

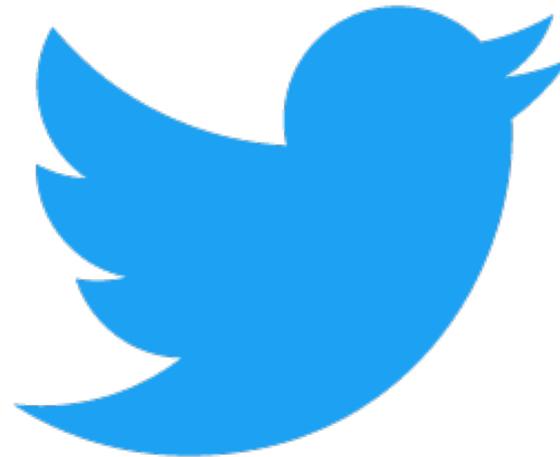
このグループは「サービス管理責任者」「児童発



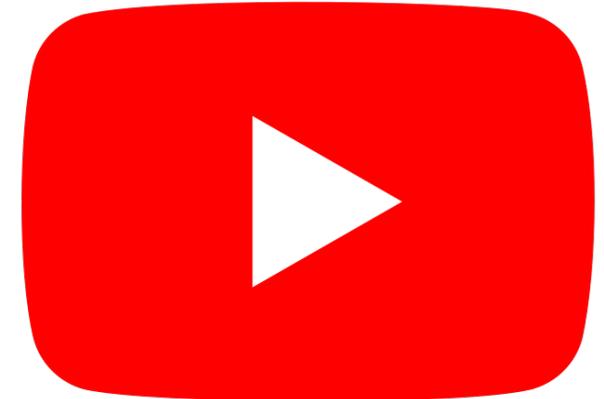
友達上限  
5,000名



フォロワーが  
増えない



チャンネル  
登録者数が  
増えない



🙏できればTwitterとYouTubeの登録お願いします🙏

LINE 公式アカウント

# 友だち 募集中

@fujita\_fukushi

LINEの「友だち追加」から、ID検索するか  
QRコードをスキャンしてください



## 藤田英明の福祉情報局

- ・ 藤田英明が開催する最新勉強会情報 
- ・ 福祉ビジネス経営のテクニック 
- ・ 福祉事業だからできる資金調達 
- ・ 福祉ビジネスの人材マネジメント方法 
- ・ 福祉ビジネス情報 
- ・ 福祉関連ニュース 
- ・ 厚生労働省発表情報 
- ・ 障害者総合支援法情報 
- ・ 介護保険法情報 

無料



学ぼう！！

# ふくしの旗をかかげよう。



藤田英明

オンライン福祉起業塾

[入塾申し込みフォームへ](#)

#### 【開催概要】

開催日程：（春コース）3月1日~8月末 / （秋コース）9月1日~2月末

期間：6ヶ月

1回の時間数：2時間（最終回のみ4時間）

塾開催回数：年間12回（1ヶ月2回開催）

#### 【入塾対象】

- ・福祉・介護事業での起業を検討されている個人の方
- ・福祉・介護事業への参入を検討されている企業の代表者及び取締役の方
- ・既に高齢者介護事業や病院・クリニック・保育園などを経営しているが障害福祉経営は未経験という方
- ・資格や経験による制限なし
- ・年齢による制限なし



無料・オンライン開催

無料なのにこの内容！

毎回 100 ～ 200 名参加の人気イベント

藤田英明

福祉ビジネス

参入勉強会



ご参加の方限定

当日の資料が  
すべてもらえる！

# 藤田研究所

福祉・介護・医療

経営相談サロン



福祉・介護・医療経営の  
「今」を解決し、「先」を読み、  
「コミュニティ」をつくる  
オンラインサロン

月1万円で  
成功体験を  
毎月2回も  
ゲットできる  
チャンス！！





福祉まめ知識

# 社会福祉主事任用資格

知っていますか？

## 社会福祉主事とは

社会福祉主事は、社会福祉法第18条および第19条において、その資格が定義づけられている任用資格です。

任用資格とは、公務員が特定の業務に任用されるときに必要な資格です。

そのため、社会福祉主事は、都道府県、市町村に設置された福祉事務所のケースワーカー等として任用されるための資格として位置づけられていますが、各種社会福祉施設の職種に求められる基礎的資格としても準用されています。

### A. 【大学・短期大学卒業ルート】

大学または短期大学において、厚生労働大目以上を修めて卒業する。

このうち  
3科目を履修していれば  
社会福祉主事

#### <社会福祉に関する科目>

社会福祉概論、社会保障論、社会福祉行政論、公的扶助論、身体障害者福祉論、老人福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、**社会学**、**心理学**、社会福祉施設経営論、社会福祉援助技術論、社会福祉事業史、地域福祉論、保育理論、社会福祉調査論、医学一般、看護学、公衆衛生学、栄養学、家政学、**倫理学**、**教育学**、**経済学**、経済政策、社会政策、**法学**、**民法**、行政法、医療社会事業論、リハビリテーション論、介護概論

 **福祉医療機構**

## (1-1) 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇融資

新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設・医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しております。

### 【福祉貸付】

区 分	[ 優 遇 融 資 ]
資金種類	経営資金
償還期間 (据置期間)	15年以内 (5年以内)
貸付利率	当初5年間 6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は1億円）まで無 利子 ※当該金額を超えた部分は基準金利 6年目以降 基準金利
無担保貸付	6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収と なった入所施設（地域密着型を除く）は1億円）まで無担保

※当該資金に対する弁済補償金については免除となります。



## 福祉貸付制度

### ■ 融資の対象となる施設 (注1)

- 特別養護老人ホーム
- ケアハウス
- 認知症高齢者グループホーム
- 保育所
- 障害福祉サービス事業等

### ■ 貸付金の種類

- 建築資金
- 設備備品整備資金
- 土地取得資金
- 経営資金

### ■ 償還期間 (注2)

**30年以内**

**長期**

### ■ 貸付利率 (注3・4)

**年0.400%~1.200%**  
(令和4年4月1日改定)

**固定・低利**

## (5) 障害福祉サービス事業に係る融資条件の優遇融資

《取扱期間》  
令和5年度まで

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付が行われる当該整備事業について、引き続き令和5年度まで優遇融資を実施します。

※ **太字下線部分を変更**

区 分	【 現行の優遇融資 】	【 改正後の優遇融資 】	(参考) 通常の融資制度
融資率	85%	同 左	80%
取扱期間	令和2年度まで	<b><u>令和5年度まで</u></b>	—

(注) 対象となる施設は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付が行われる障害福祉サービス事業所、障害者支援施設となります。

## ◎ 個別の融資に関するお問い合わせ



区分	施設の開設地	担当部署	電話番号
福祉貸付事業 (※)	東日本	福祉医療貸付部 福祉審査課	03-3438-9298
	西日本	大阪支店 福祉審査課	06-6252-0216
医療貸付事業	東日本	福祉医療貸付部 医療審査課	03-3438-9940
	西日本	大阪支店 医療審査課	06-6252-0219

【施設の開設地】 (東日本) 石川県、岐阜県、三重県より東の地域

(西日本) 福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域 (医療貸付事業は沖縄県を除きます。)

(※) NPO法人のお客さまは施設の開設地区分に関わらず、NPOリソースセンターNPO支援課 (Tel03-3438-4756) にお問い合わせください。

## ◎ 融資の制度に関するお問い合わせ

区分	担当部署	電話番号
福祉貸付事業	福祉医療貸付部 事業統括課	03-3438-9282
医療貸付事業		03-3438-9293

## ◎ 新型コロナウイルス対応支援資金及び既往貸付の返済猶予等に関するお問い合わせ

区分	担当部署	電話番号
福祉貸付事業	コロナ専用コールセンター	0120-343-862 (※)
医療貸付事業		0120-343-863 (※)

(※) 携帯電話等でつながりにくい場合は (Tel03-3438-0403) にお問い合わせください。

# 補助金

**施設整備費等  
補助金  
(国庫補助)**



## イ 整備区分及び整備内容

整備区分	整備内容	目安等
創設	新たに施設を整備すること。	いったん更地にして、建て替える場合を含む。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。	増員に伴い、屋根等がつながっている部分の施設面積を拡大する場合
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備すること。	(原則) 柱等、主となる部分だけを残して、他を新しくする場合。いったん更地にして、建替える場合を除く。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第105006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等設備整備費における大規模修繕の取扱いについて」により整備すること。	柱等のほか、外壁も残し、建物の内側だけを新しくする場合 総事業費が一定の範囲内の金額であること(詳細は、左記通知参照)。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備すること。	社会福祉法人設置の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設が対象 柱等、主となる部分だけを残して、他を新しくする場合。いったん更地にして、建替える場合を除く。

※拡張(既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備)は、原則として、補助対象外です。

## 《補助率》

- ・ 国庫補助                    3/4（国2/4、県1/4）      ※補助額に上限あり
- ・ 事業者負担                1/4

※ 補助事業が特定の要件に該当する場合、「埼玉県民間社会福祉施設整備促進事業（県単上乗せ補助）」の対象となります。詳細については補助要綱を確認してください。

年	月 日	事項	備考
令和3年	6月上旬頃	施設整備計画に係る要望調査・仮協議書提出(通知)	事業者、市町村宛て
	7月5日	施設整備計画にかかる調査の締め切り ※事業者から市町村への提出	特別な理由がある場合を除いて、期限までに提出が無い場合は、補助対象から除外する場合があります。
	7月14日	施設整備計画にかかる調査の締め切り ※市町村から県への提出期限	
	7月下旬	調査結果の取り纏め	
	8月～9月	追加資料の提出(調査時の不足添付書類など)	この間に提出が無い場合は、補助対象から除外する場合があります。
		補足調査	今回の調査項目以外に必要な補足調査を実施する場合があります。
		ヒアリング、現地調査	必要に応じて実施します。
10月	令和3年度整備事業の国協議案件の仮決定	協議案件として決定された事業については、個別に不足資料や修正等について、御連絡します。	
12月	施設整備に係る審査会(国協議案件の本決定)	決定された事業について審査会に諮ります。 ※審査会では、主に整備の必要性、事業内容、資金計画について審査されます。	
令和4年	1月～2月	本協議書の提出 ※本決定された事業者から県への提出	国へ提出する協議書を作成してもらいます。 ※審査会で承認された事業者を対象に実施します。 <b>※国に協議を行った案件すべてが国から採択されるとは限りません。</b>
	3月	本協議書の提出 ※県から国への提出	
	5月～6月	内示 ※国から県への内示	
	6月～7月	内示 ※県から事業者への内示	



アニスピHDで展開している  
**5業態比較**

# アニスピHDで開発した福祉事業モデル比較表

## 地域包括ケアシステムを5業態で実現

ブランド名	わおん/にゃおん	ワーカウト	ビーハック	ファミリーナース	ジュガール
ブランド名英語表記	WAON/NYAON	WorkOut	BEE-HACK	Family nurse	Juggaar
事業開始年	2018年	2020年	2022年	2022年	2022年
契約形態	レベニューシェア	フランチャイズ	フランチャイズ	フランチャイズ	フランチャイズ
コース金額/加盟金	400~2,300万円	700万円	890万円	500万円	700万円
障害福祉サービス種類	介護サービス包括型障害者グループホーム	障害者デイサービス（生活介護）	日中サービス支援型障害者グループホーム	精神科訪問看護+介護保険訪問看護	医療的ケア児対応放課後デイ/児童発達支援
規定している法律	障害者総合支援法	障害者総合支援法	障害者総合支援法	健康保険法・介護保険法	児童福祉法・障害者総合支援法
指定権者	都道府県・政令指定都市による指定	都道府県・政令指定都市による指定	都道府県・政令指定都市による指定	都道府県・政令指定都市による指定+届出	都道府県・政令指定都市による指定
開設までの期間	4~6ヶ月	4~6ヶ月	12ヶ月	3~4ヶ月	4~6ヶ月
対象年齢	15歳以上	18歳以上	15歳以上	年齢制限なし	0~17歳
障害支援区分	区分なし~区分6	区分3~区分6（50歳以上は区分2~）	区分3~区分6（50歳以上は区分2~）	精神障害・知的障害・認知症・医療ケア	身体・知的・精神障害児・医療的ケア
マーケット規模	2,000億円	7,000億円	125億円	3,000億円	4,000億円
業態のフェイズ	アーリーマジョリティ	イノベーター	イノベーター	アーリーアダプター	ラガード→イノベーター
全国の利用者数	15万名	28万7,000名	3,000名	15万名	22万7,000名
利用者1人あたり単価（月）	22~30万円	19~25万円	28~40万円	10~18万円	11~30万円
営業時間	24時間	8時間	24時間	8時間	通常4時間/夏冬休み8時間
営業日	365日	土日休み	365日	365日	土日休み
重要な有資格者	サビ管	サビ管・看護師	サビ管	看護師	サビ管・児童指導員・看護師・保育士
キャンセル率	5%未満	約12%	5%未満	約15%	約8%
使う物件の種類	中古戸建/新築/アパート/寮など	テナント	新築のみ	アパート/マンション/戸建/自宅など	テナント
定員	12名（戸建2棟）	20名	22名	なし	10名~20名
初期投資	950万（戸建2棟）	1,000万	1,200万	650万	1,500万
月次売上	3,360,000	4,200,000	7,700,000	4,400,000	5,000,000
月次営業利益	940,800	1,470,000	2,310,000	1,760,000	1,100,000
営業利益率	28.00%	35.00%	30.00%	40.00%	22.00%
損益分岐点売上	2,419,200	2,730,000	5,390,000	2,640,000	3,900,000
損益分岐点稼働率	72.00%	65.00%	70.00%	60.00%	78.00%
損益分岐点までの期間	3~6ヶ月	4~6ヶ月	2~4ヶ月	2~3ヶ月	3~6ヶ月
特記事項	2024年4月以降は総量規制が入る	GH密集エリアに展開がベター	全国どこでもニーズ強い	GH密集エリアに展開がベター	全国どこでもニーズ強い



1拠点  
15名定員  
売上8,000万円  
利益2,000万円



1拠点  
売上8,000万円  
利益3,000万円



1拠点  
定員20名  
売上6,000万円  
利益2,000万円



10拠点  
50名定員  
売上1.8億円  
利益5,000万円

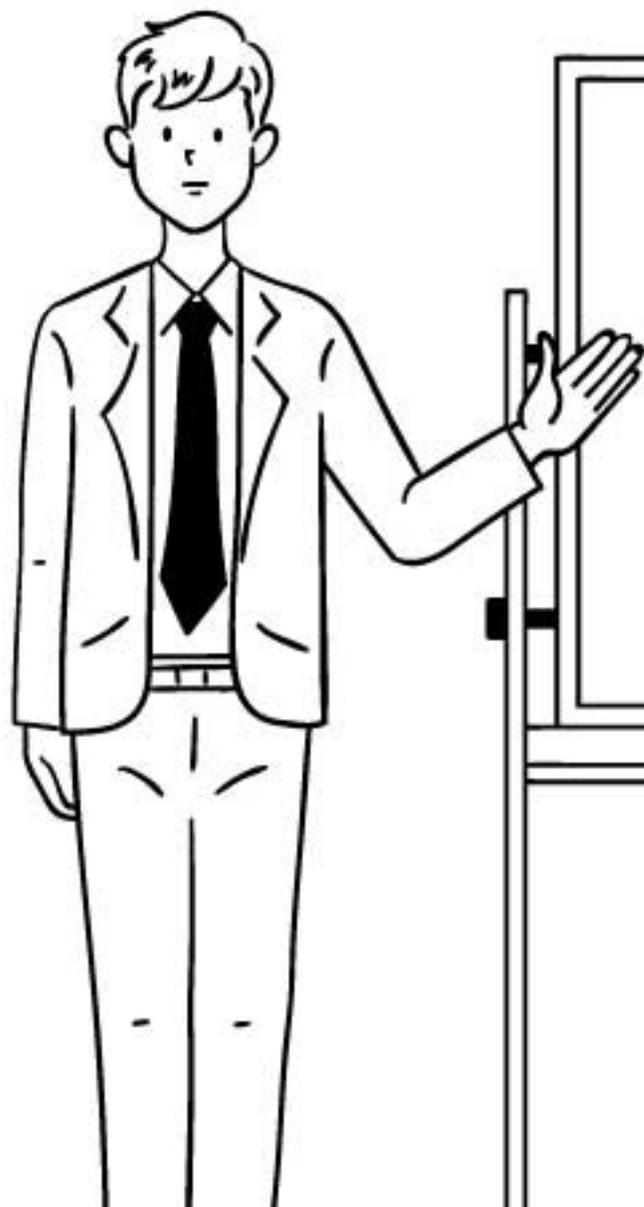


1拠点  
20名定員  
売上8,400万円  
利益2,500万円

**3**年後に

**実現していただく経営状態**

**売上高：4億8,400万円**



Planning



フレームワーク  
で見てみる

# PPM分析

2022年時点



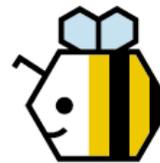
放課後  
デイ

訪問  
看護

障害者GH



花形



日中支援型障害者グループホーム

BEE-HACK



医療的ケア児・重度心身障害・重度知的障害対応型  
放課後等デイサービス & 児童発達支援

Juggler

ジュガー



訪問介護

障害者デイ



金のなる木

NEW STYLE 障がい者デイサービス

WORKOUT

ワーカウト



問題児



負け犬



# フレームワークで考える日中サービス支援型障害者グループホームBEE-HACK

	Who (誰)	What (何)	How (どの様に)
顧客価値	<p>中重度障害者</p> <p><b>顧客は誰か</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者</li> <li>・ 受給者証あり</li> <li>・ 支給決定あり</li> </ul>	<p>共同生活援助</p> <p><b>何を提供する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者グループホーム</li> </ul>	<p>自治体は歓迎</p> <p><b>どう実現するか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県の指定を取る</li> <li>・ 従業員を必要数雇用</li> <li>・ 物件を確保</li> </ul>
利益	<p>単価が高い</p> <p><b>誰から儲けるか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練給付費</li> <li>・ 利用者自己負担金</li> </ul>	<p>新築がマスト</p> <p><b>何で儲けるか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住まいの提供</li> <li>・ 生活の支援の提供</li> </ul>	<p>人件費 コントロール</p> <p><b>どう儲けるか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適正な人件費率での運営</li> <li>・ 入居率85%以上</li> <li>・ 法令遵守</li> </ul>
プロセス	<p>入所施設 からも</p> <p><b>誰と組むのか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談支援専門員</li> <li>・ 病院のSW</li> <li>・ 基幹相談支援センター</li> </ul>	<p>介護できる人</p> <p><b>役割分担は何か</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者</li> <li>・ サービス管理責任者</li> <li>・ 世話人/生活支援員</li> </ul>	<p>法令を守る</p> <p><b>どの流れか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設</li> <li>・ 営業</li> <li>・ 法令遵守管理</li> </ul>



BEE-HACK

日中サービス支援型  
障がい者グループホーム  
(共同生活援助)





# 障害者グループホームとは？

# Definition

## 基本概要

## 障がい者グループホームとは？

平成元年に知的障がい者地域生活援助事業として、知的障がい者のグループホームが制度化。都道府県知事より障害者総合支援法に基づく「共同生活援助」の事業所指定を受けて、障がい者に障害福祉サービスを提供するものです。

## 入居対象者は？

「精神障がい者」「知的障がい者」「発達障がい者」「身体障がい者」「難病の方」など。

わおんに入居される方の大半は一般企業や就労支援事業所で働いています。

## 入居者年齢は？

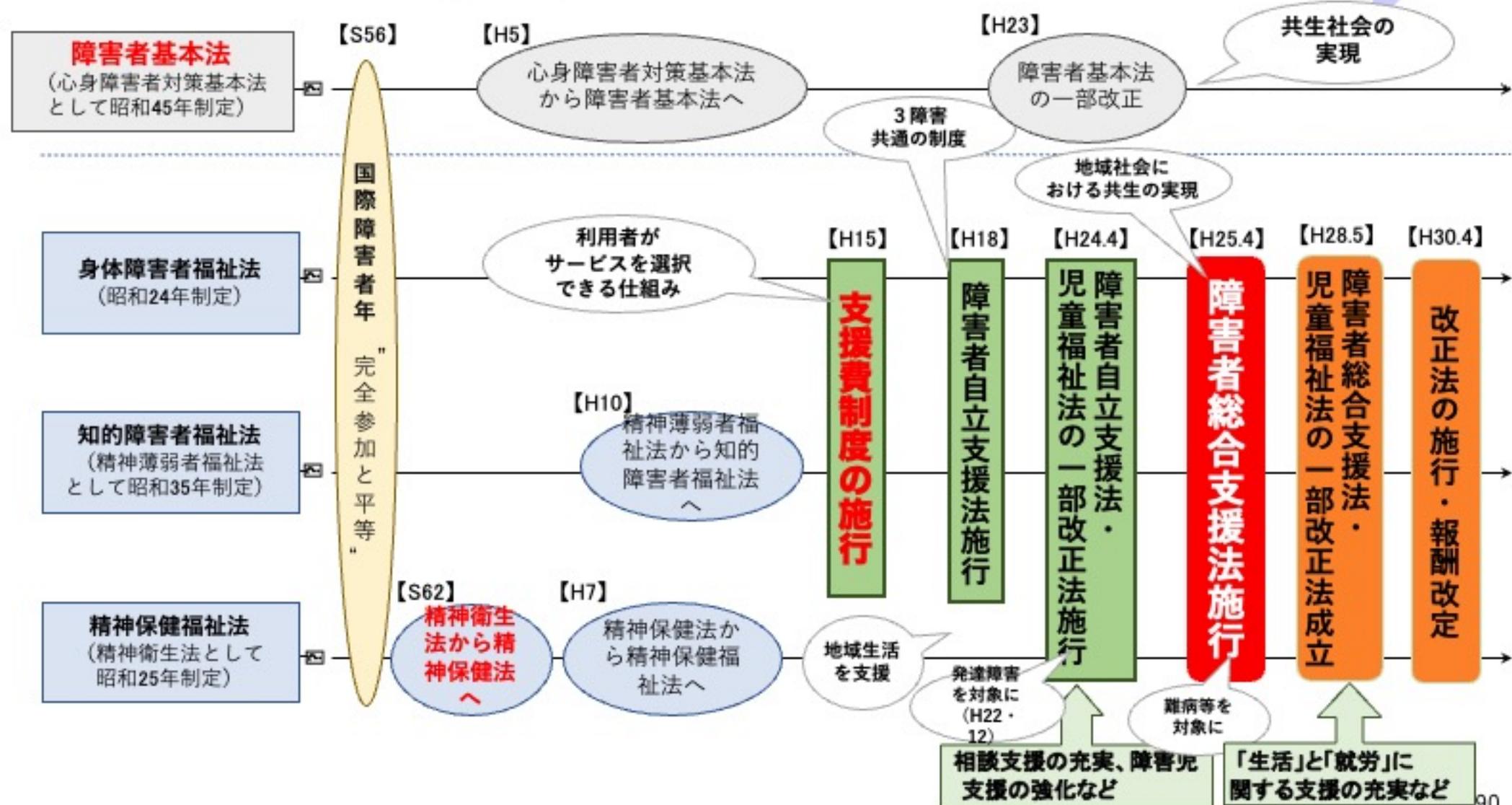
18歳から64歳まで。

※64歳までに入居した場合、65歳以降も継続居住可能

※15歳から入居できる特例ケースあり

# 障害保健福祉施策の歴史

「**ノーマライゼーション**」理念の浸透



# 障害者総合支援法

は障害のある人への支援を定めた法律で、正式名称を

## 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

といいます。従来施行されていた障害者自立支援法の内容や問題点を考慮し、障害者自立支援法を改正する形で2013年4月に施行されました。

障害者総合支援法は、さまざまな福祉サービスを、障害や難病のある人個々のニーズに応じて組み合わせ、利用できる仕組みを定めています。具体的には、障害や難病のある人に対して80項目に及ぶきめ細かな調査を行い、その人に必要なサービスの度合いである「障害支援区分」を認定し、障害支援区分に応じたサービスを利用できるようになっています。

### 【理念】

- ・障害の有無にかかわらず、全ての国民が基本的人権を持つ個人として尊厳を尊重され、共に生きる社会を実現すること
- ・そのために、障害のある人が地域社会で日常生活や社会生活を営むための支援を受けることができること
- ・妨げとなる物事や制度、観念などあらゆるものの除去に努めること

### 【障害者とは？】

- ・身体障害者（身体障害者福祉法第四条で規定）のうち18歳以上の人
- ・知的障害者（知的障害者福祉法でいう）のうち18歳以上の人
- ・精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定）のうち18歳以上の人（発達障害のある人を含む）
- ・難病（治療方法が確立していない疾患その他の特殊の疾患で政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度）のある18歳以上の人

# 障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
訪問系	介護給付	居宅介護 <span>者</span> <span>児</span>	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	183,236	20,488
		重度訪問介護 <span>者</span>	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	11,143	7,387
		同行援護 <span>者</span> <span>児</span>	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	24,001	5,753
		行動援護 <span>者</span> <span>児</span>	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	10,253	1,753
		重度障害者等包括支援 <span>者</span> <span>児</span>	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	32	9
日中活動系	介護給付	短期入所 <span>者</span> <span>児</span>	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	48,629	4,745
		療養介護 <span>者</span>	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	20,818	254
		生活介護 <span>者</span>	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	286,074	10,967
施設系		施設入所支援 <span>者</span>	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	127,916	2,586
居住支援系		自立生活援助 <span>者</span>	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	918	198
		共同生活援助 <span>者</span>	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	131,627	9,111
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） <span>者</span>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,283	171
		自立訓練（生活訓練） <span>者</span>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	12,726	1,199
		就労移行支援 <span>者</span>	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	33,548	3,090
		就労継続支援（A型） <span>者</span>	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	72,197	3,842
		就労継続支援（B型） <span>者</span>	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	269,339	13,117
		就労定着支援 <span>者</span>	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	11,037	1,215

# 障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

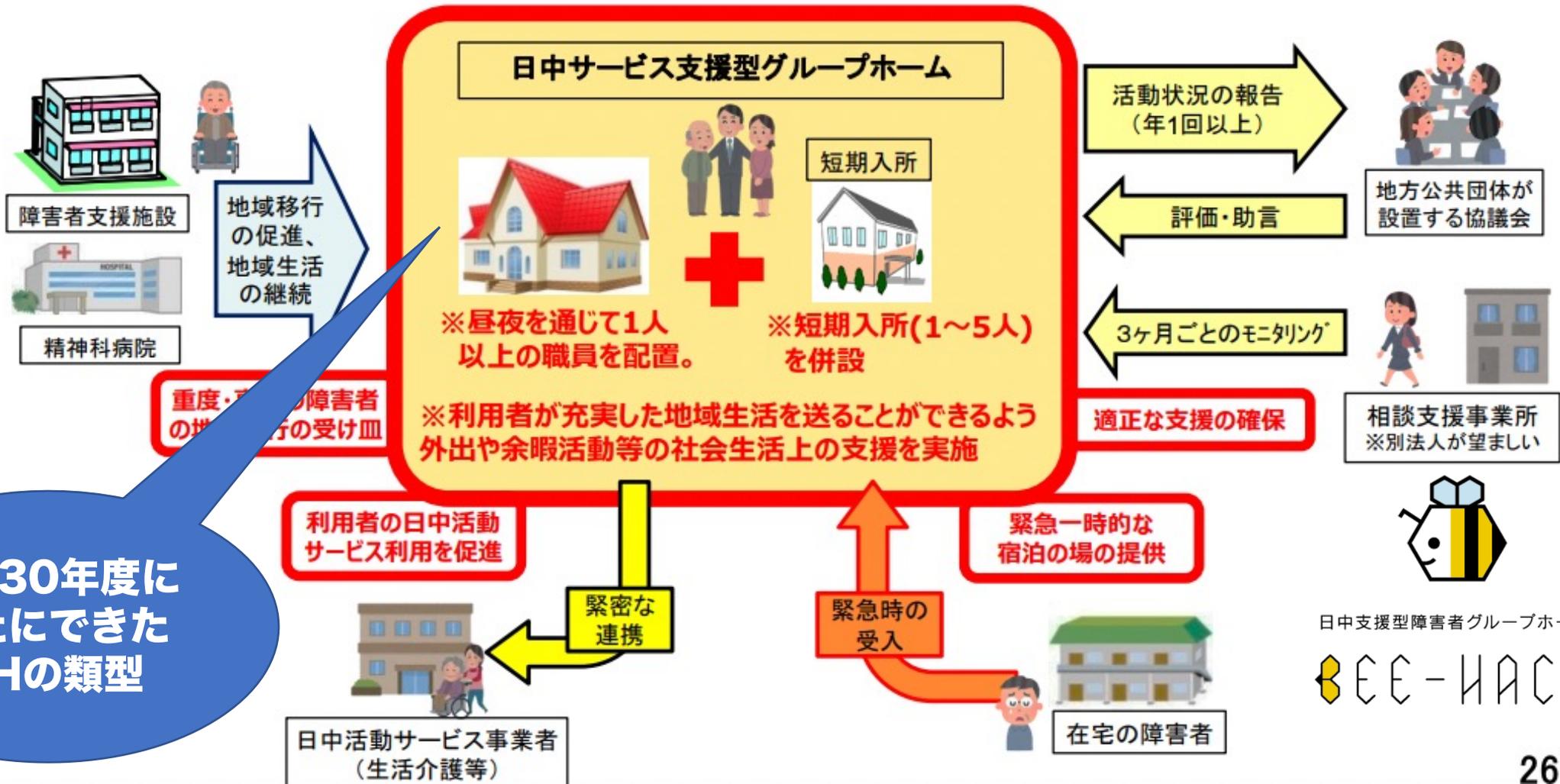
		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	<b>児童発達支援</b> 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	122,441	7,275
		<b>医療型児童発達支援</b> 児 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,965	93
		<b>放課後等デイサービス</b> 児 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	216,848	14,465
訪問系	障害児支援に係る給付	<b>居宅訪問型児童発達支援</b> 児 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	115	48
		<b>保育所等訪問支援</b> 児 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	3,663	595
入所系	障害児支援に係る給付	<b>福祉型障害児入所施設</b> 児 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,473	187
		<b>医療型障害児入所施設</b> 児 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,955	195
相談支援系	相談支援に係る給付	<b>計画相談支援</b> 者 児 <ul style="list-style-type: none"> <li>【サービス利用支援】</li> <li>・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成</li> <li>・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成</li> <li>【継続利用支援】</li> <li>・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）</li> <li>・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨</li> </ul>	211,064	8,850
		<b>障害児相談支援</b> 児 <ul style="list-style-type: none"> <li>【障害児利用援助】</li> <li>・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成</li> <li>・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成</li> <li>【継続障害児支援利用援助】</li> </ul>	70,829	5,146
		<b>地域移行支援</b> 者                     住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	614	344
		<b>地域定着支援</b> 者                     常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	3,560	548

# グループホーム3類型の比較

		介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
定員		<ul style="list-style-type: none"> <li>定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下)</li> <li>共同生活住居 原則2～10名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員 20名以下+短期入所1～5名 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下)</li> <li>共同生活住居 2～10名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下)</li> <li>共同生活住居 原則2～10名</li> </ul>
住居		・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること。		
設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>共同生活住居は、1以上のユニットを有すること。</li> <li>ユニットの居室面積:収納設備等を除き、7.43平方メートル以上を確保すること。</li> </ul>		
人員基準等	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの		
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数が30人以下:1人以上</li> <li>利用者数が31人以上:1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> </ul>		
	世話人	6:1以上 (報酬上は4:1～6:1)	5:1以上 (報酬上は3:1～5:1)	6:1以上 ※平成26年4月1日において現存する事業所は当面の間、10:1 (報酬上は4:1～6:1、10:1)
	生活支援員	障害支援区分に応じ (区分6)2. 5:1 ~ (区分3)9:1以上		なし(介護の提供は受託居宅介護事業所が行う)
	夜間支援	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)	1名以上の夜勤職員の配置が必要 (加配した場合は加算で評価)	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合に加算で評価)
	日中支援	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)	1名以上の職員の配置が必要	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)
	個人単位ヘルパー利用 (R3.3.31までの経過措置)	以下の要件を満たす場合に利用が可能。 (1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者 (2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者 ① 個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。 ② ホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。		なし
報酬		世話人の配置及び支援区分に応じて 666単位/日～171単位/日 ※各種加算あり	世話人の配置及び支援区分に応じて 1,104単位/日～279単位/日 (日中共同生活住居以外で過ごす場合の報酬もあり) ※各種加算あり	世話人の配置に応じて 244単位/日～114単位/日 (区分2以上の者は受託居宅介護サービス費を算定可) ※各種加算あり
事業者数 (令和2年11月国保連データ)		8,279事業所	259事業所	1,323事業所
利用者数 (令和2年11月国保連データ)		120,579人	3,551人	15,595人

# 地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。



## 管理者(資格問わず)

サービス管理責任者をはじめ、運営全体を管理



兼務  
可能

## サービス管理責任者(有資格者)

入居者のケアプラン作成やモニタリングを実施

### 【対象資格】

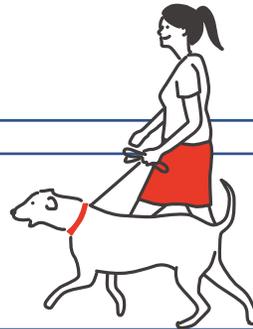
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士、ヘルパ二級、ヘルパー1級、介護職員初任者研修、児童発達支援管理責任者



ここの採用に  
強い！！

## 生活支援員(資格問わず)

入居者が生活に必要な介護・サポートを実施



## 世話人(資格問わず)

料理や掃除など、身の回りの暮らしを支える

## 夜間職員(資格問わず)

夜間の見守りや対応を担当



# Staff

# Definition

## 基本概要

### 障がい者グループホームとは？

平成元年に知的障がい者地域生活援助事業として、知的障がい者のグループホームが制度化。都道府県知事より障害者総合支援法に基づく「共同生活援助」の事業所指定を受けて、障がい者に障害福祉サービスを提供するものです。

### 入居対象者は？

「精神障がい者」「知的障がい者」「発達障がい者」「身体障がい者」「難病の方」など。わおんに入居される方の大半は一般企業や就労支援事業所で働いています。

### 入居者年齢は？

18歳から64歳まで。

※64歳までに入居した場合、65歳以降も継続居住可能

※15歳から入居できる特例ケースあり

# Definition

## 基本概要

## 日中サービス支援型とは？

弊社アニスピホールディングスで展開しているペット共生型障がい者グループホームも含め、全国的に障がい者グループホームが増えております。そうした中、他の障がい者グループホームと【BEE-HACK】の大きな違いは、入居される障がい者の症状が軽いか重いかになります。

【BEE-HACK】は中・重度の障がい者を主に受け入れる「日中サービス支援型」という平成30年度に新たに導入された障がい者グループホームの体系になります。日中サービス支援型は、従来の共同生活援助よりも手厚い人員配置を行い、重度の障害者等に対してもいつでも支援できる体制を確保することを基本としています。「障害者の重度化・高齢化」問題に対応できる新たなタイプの障がい者グループホームです。

前提条件として「建物は全て新築」「定員は原則20名」「入居者は区分3以上」となります。1人の利用者が入居されると毎月30万円前後の訓練給付費を算定できます。

# System

## 障がい者グループホームの指定と報酬の仕組み

事業開始前に、都道府県知事※によるグループホームの事業所指定を受ける必要があります。

※政令指定都市、中核市は市単位

### 人員基準：

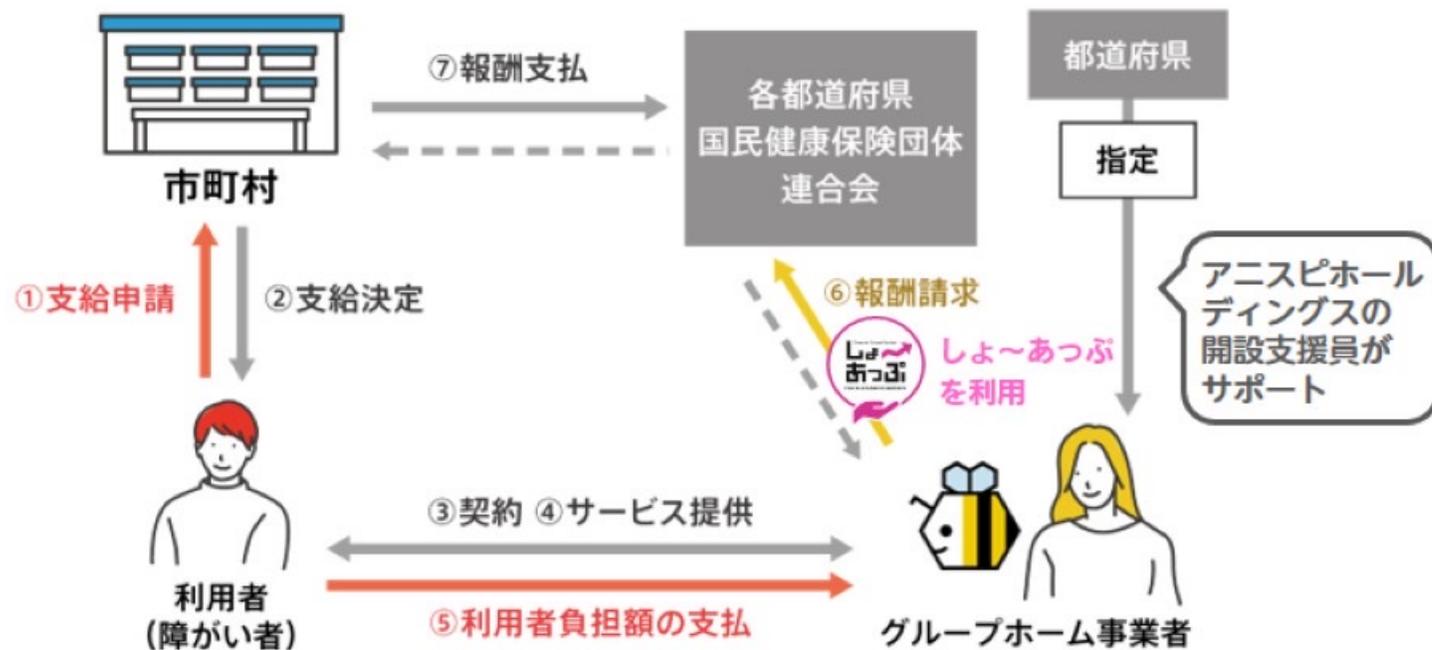
従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準

### 設備基準：

事業所に必要な設備等に関する基準

### 運営基準：

事業所を運営するうえで求められる運営の基準



# About BEE-HACK

ビーハックとは

# 898拠点

国内 **700** 拠点の

障がい者グループホームを展開する  
アニスピホールディングスがスタートした、

障がい者グループホームの

新フランチャイズ。

よろしくね！



# 20 Rooms by new apartment.

20名定員の新築アパートを建築します。  
ダミーテキストダミーテキスト

アニスピHDにしか  
できない！

# 全て新築！！



# Sublease

## 新築借り上げ方式のメリット

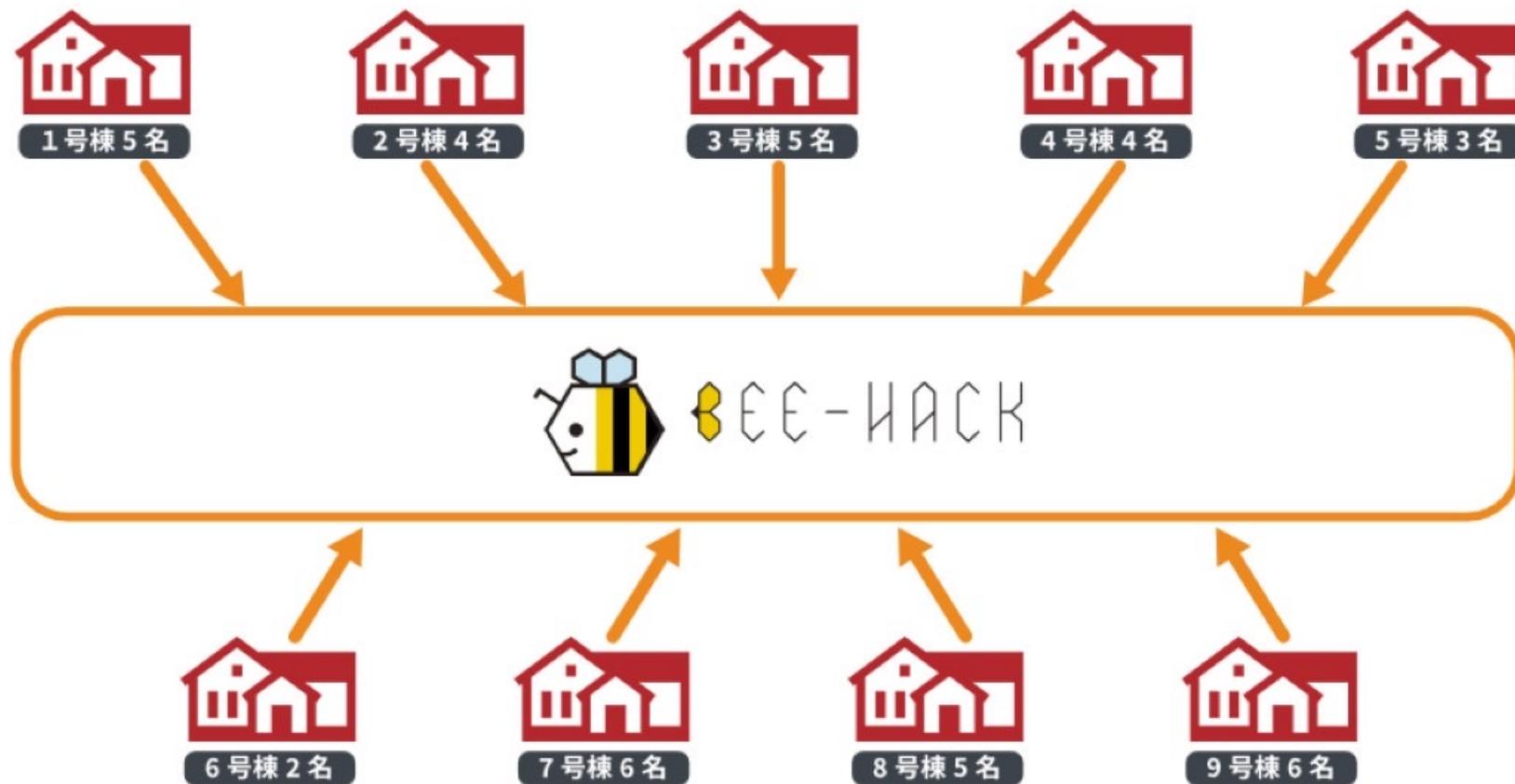
「日中サービス支援型障がい者グループホーム」の運営に必要な物件は、定員20名の比較的規模の大きなものです。適した物件を探すのは難しく、新築でも建築コストが大きくなります。ピーハックでは、すべて新築で、物件探しから建築までをアニスピホールディングスが行うため、初期投資をぐっと抑えながらスピーディーに開設できます。（建築費はアニスピホールディングスが負担し、加盟店様には一棟借り上げの形でご契約いただきます）

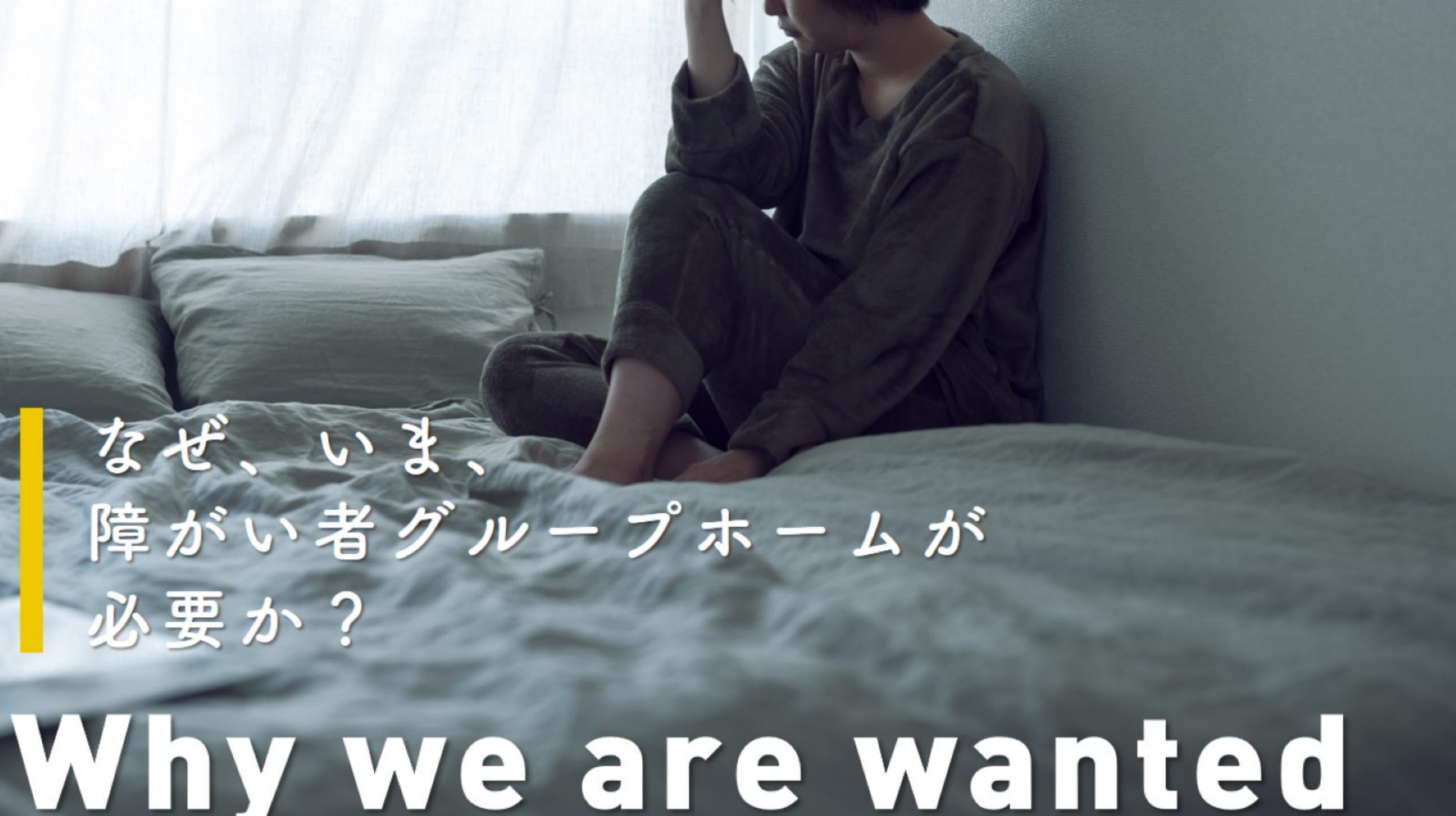
- ・ 建築費はアニスピホールディングスが負担するため、初期投資額が少ない
- ・ 新築のため、ある程度希望のエリアで展開できる
- ・ 老朽化・修繕リスクが少なく耐用年数が長い
- ・ リフォームや消防設備工事のコストも不要
- ・ 新築のため入居希望者からの人気を得やすく、入居が決まりやすい
- ・ 新築のため求職者からの人気を得やすく、採用しやすい
- ・ 障がい者グループホームの運営に最適な間取りや設備を設計できる

# Synergy

国内No.1シェア「わおん」との連携

御社が「ビーハック」をご出店される場合、近隣地域の障がい者グループホーム「わおん」「にゃおん」へ優先的にご紹介し、推奨させていただきます。「わおん」「にゃおん」では受け入れが難しい中重度・高齢の入居者を、「ビーハック」で受け入れていただくことが可能です。ゼロから営業をはじめないため、出店リスクが抑えられ、初月から安定的な売上を見込むことも可能になります。



A person is sitting on a bed in a dimly lit room, looking thoughtful. The room has a window with sheer curtains in the background. The person is wearing a dark, long-sleeved top and pants. The overall mood is contemplative and quiet.

なぜ、いま、  
障がい者グループホームが  
必要か？

**Why we are wanted**

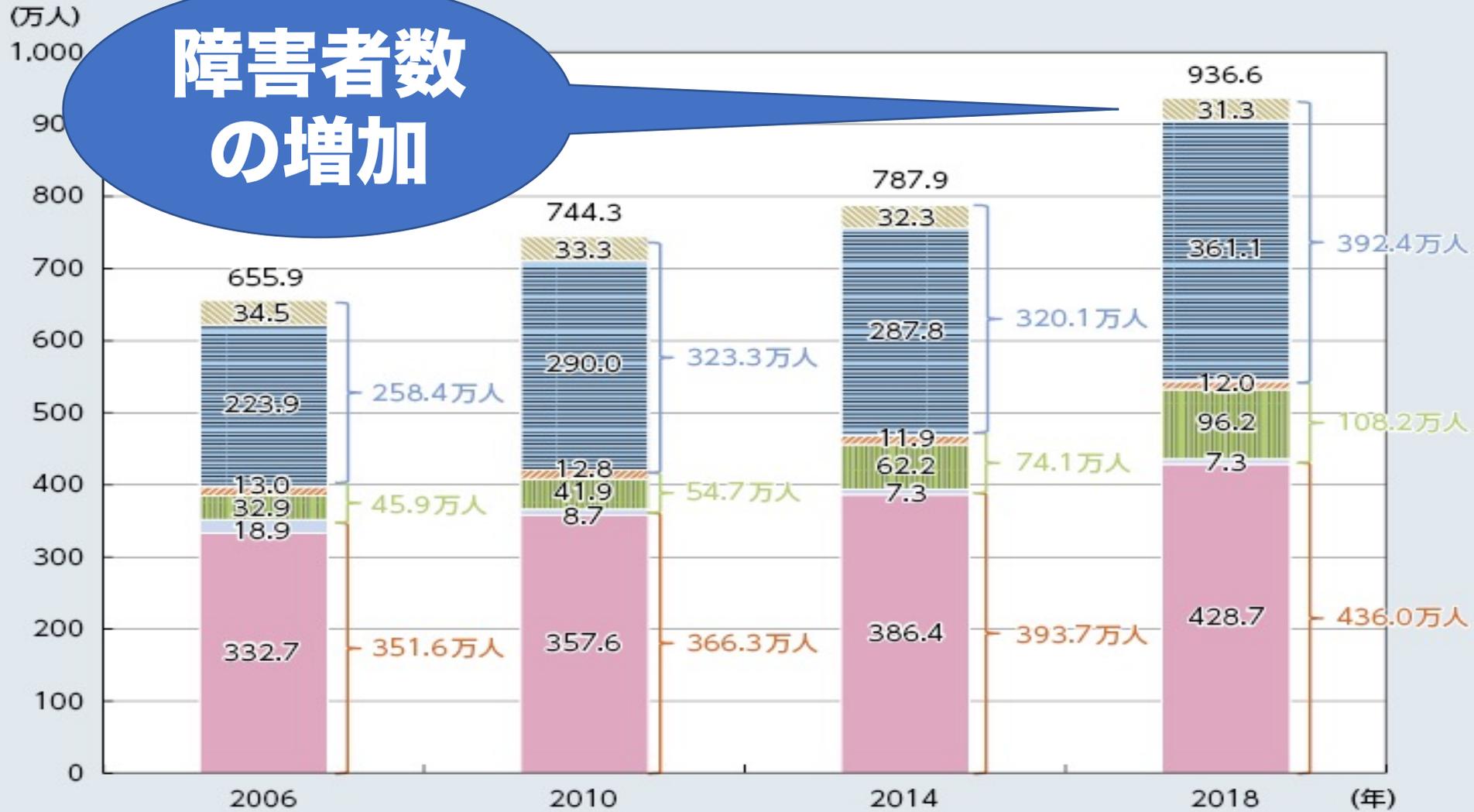
# Flea Market

FreebieAC



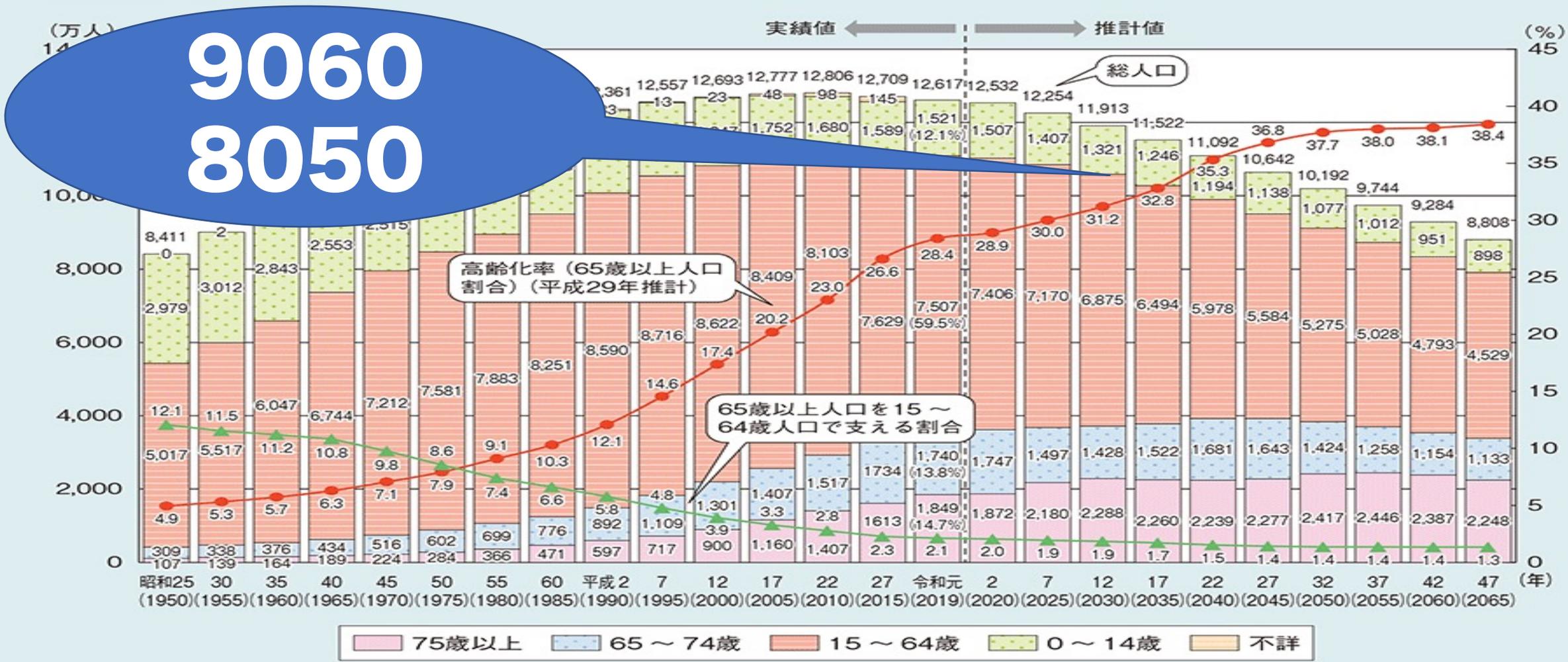
障害福祉マーケットを理解する

障害者数の増加



■ 身体障害児・者 (在宅者)   
 ■ 身体障害児・者 (施設入所者)   
 ■ 知的障害児・者 (在宅者)  
■ 知的障害児・者 (施設入所者)   
 ■ 精神障害者 (外来)   
 ■ 精神障害者 (入院)

資料：内閣府「障害者白書」(平成18年版、平成22年版、平成26年版、平成30年版)より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2019年は総務省「人口推計」（令和元年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

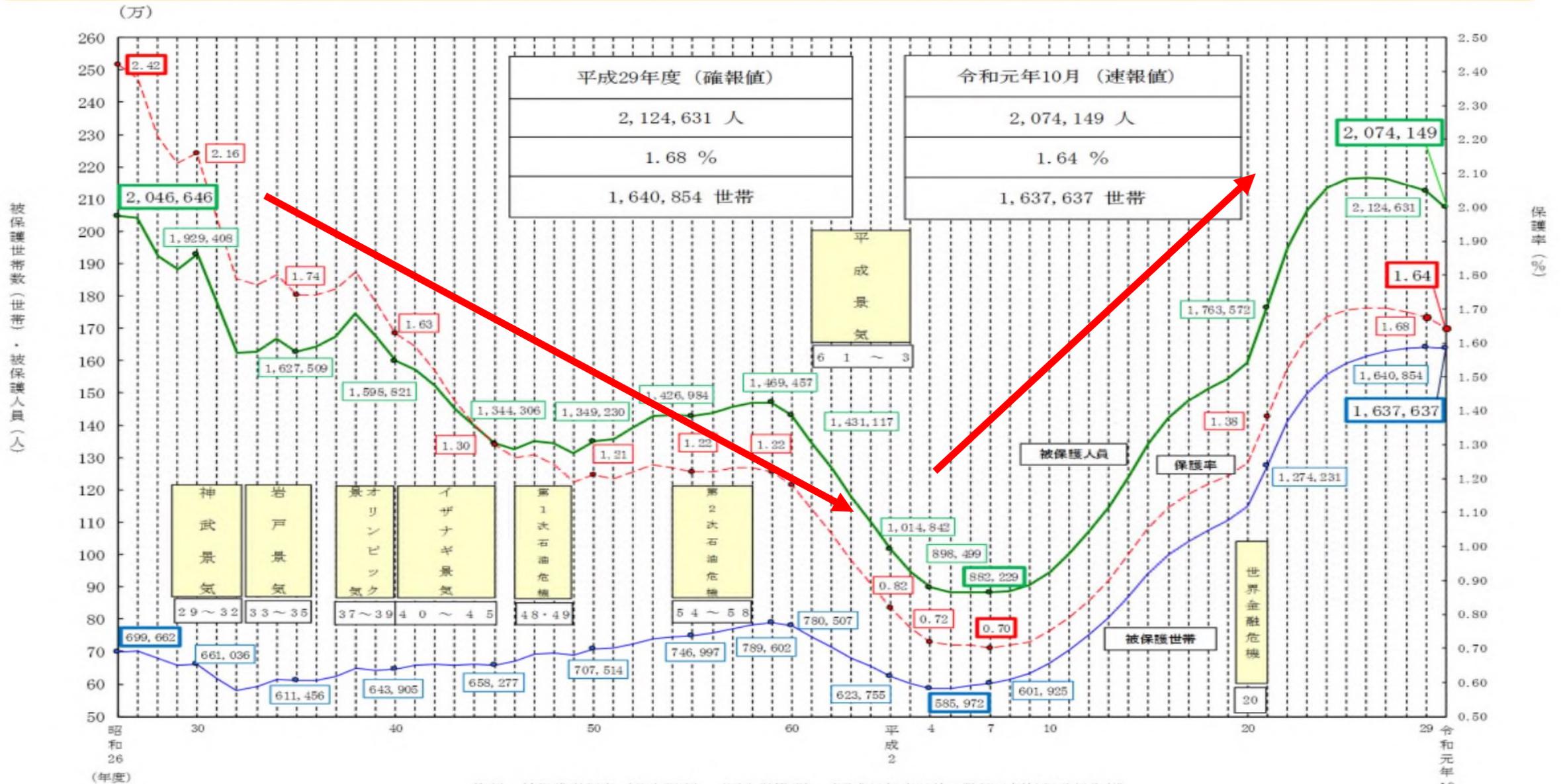
(注1) 2019年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、(注2)における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。

(注2) 沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。

(注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

# 被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

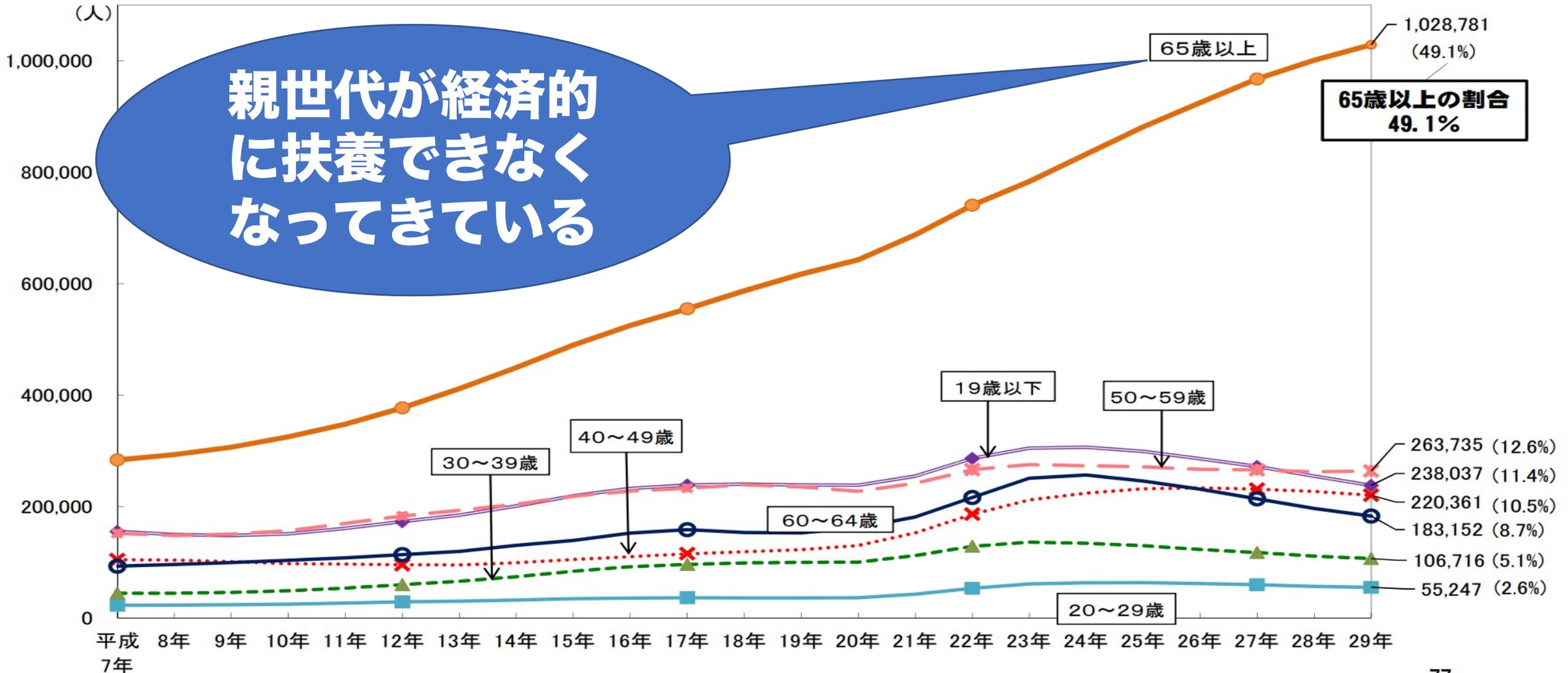
- 生活保護受給者数は約207万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、高齢者世帯以外の世帯は減少傾向が続いている。



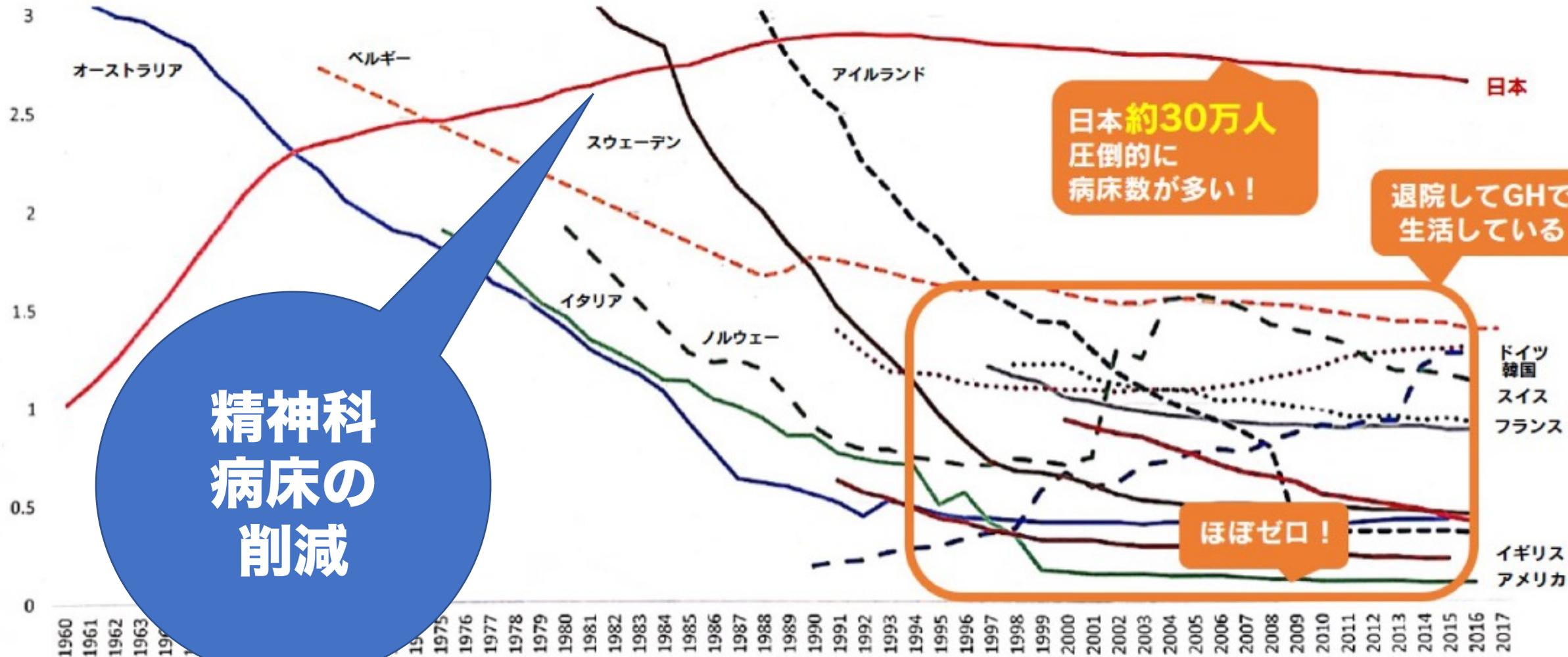
# 年齢階級別 被保護人員の年次推移

- 年齢階級別の被保護人員の推移をみると、65歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、**全体の49.1%は65歳以上の者**。

親世代が経済的に扶養できなくなっている



# 精神科病院のベッド数の推移（国際比較） ※人口1,000人あたり



# 諸外国の1,000人あたりの精神科病床数と 平均在院日数の比較

国名	1,000人あたりの 精神科病床数(2012年)	平均在院日数(2014年)
日本	2.7	285
韓国	0.9	124.9
イギリス	0.5	42.3
スイス	0.9	29.4
ドイツ	1.3	24.2
イタリア	0.1	13.9
ベルギー	1.7	10.1
フランス	0.9	5.8

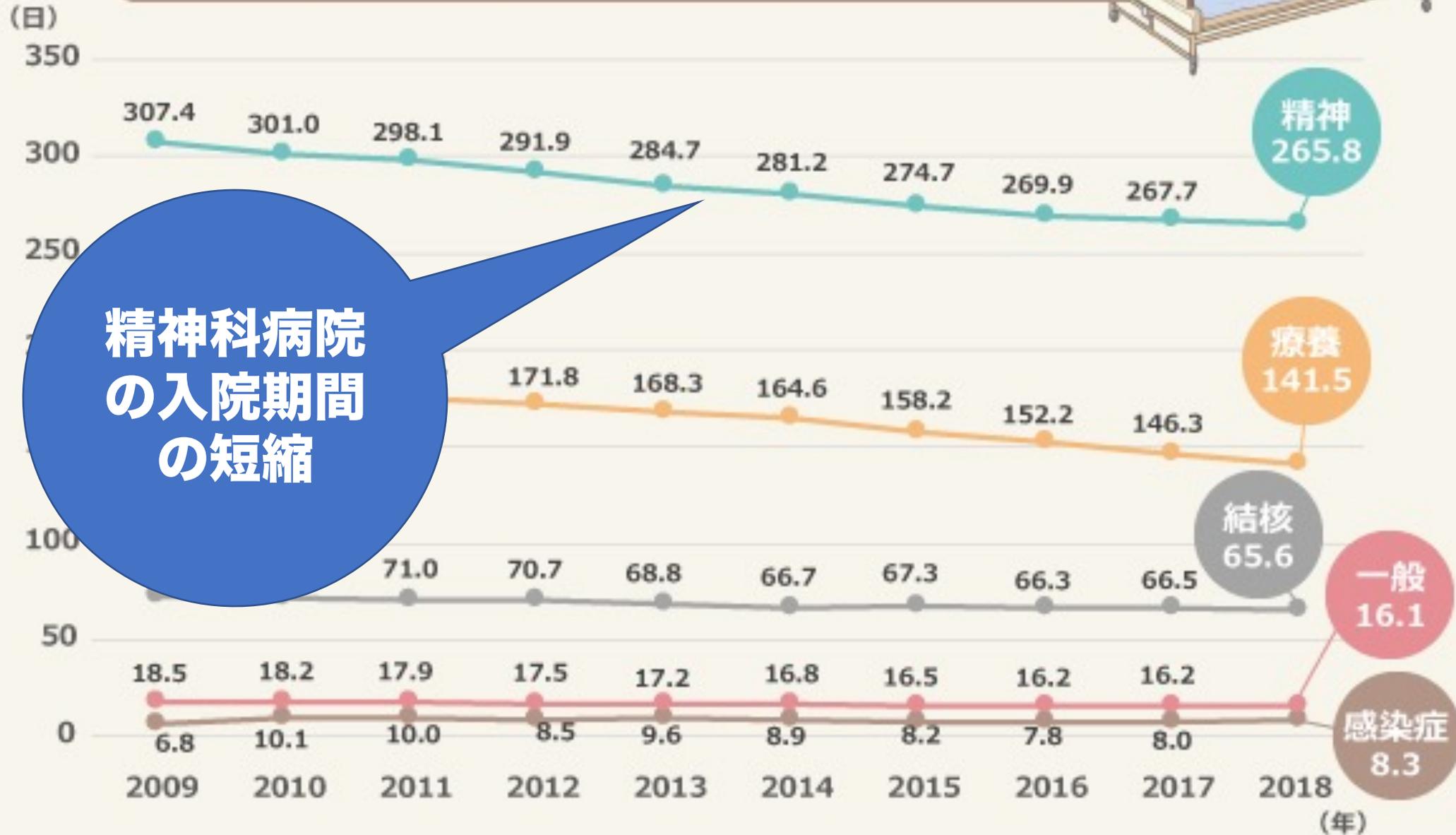
医療政策で  
今後さらに  
短縮

## 背景

精神科病院の約8割、精神科病床の約9割を  
民間の医療法人が運営

売上を確保するには  
在院日数を長くせざるを得ない

# 病床種類別 平均在院日数の推移



# 人口10万人対病院「精神病床」数のランキング

- **精神病床が多い**①都道府県、②指定都市・特別区、③中核市としては、**赤でラベリング**した都市となっている
- 一方で、**精神病床が少ない**都市は、**青のラベリング**した都市となっている

長崎県が  
一位

①都道府県ランキング

1	長崎	587.7	16	岩手	343.4	31	群馬	258.5
2	鹿児島	586.1	17	香川	340.9	32	栃木	255.7
3	宮崎	542.7	18	福島	339.9	33	茨城	253.5
4	佐賀	515.3	19	島根	334.9	34	京都	232.3
5	高知	513	20	鳥取	332.1	35	長野	231.2
6	熊本	501.4	21	石川	326	36	和歌山	224.2
7	徳島	488.5	22	山形	319.4	37	奈良	215.6
8	大分	458.4	23	広島	316.1	38	兵庫	211.6
9	山口	429.8	24	富山	304.2	39	大阪	209.8
10	福岡	412.1	25	新潟	289.8	40	千葉	200.1
11	秋田	404.8	26	岡山	286.5	41	岐阜	196.4
12	北海道	375.5	27	福井	285	42	埼玉	192.4
13	沖縄	372	28	山梨	283.2	43	静岡	181.1
14	愛媛	345.5	29	宮城	265.9	44	愛知	166.3
15	青森	343.8	30	三重	260.1	45	滋賀	164.1
						46	東京	160.8

②指定都市・特別区ランキング

1	北九州市	450.3
2	熊本市	439.3
3	岡山市	368.7
4	札幌市	357.1
5	堺市	317.8
6	新潟市	317.5
7	京都市	251.7
8	福岡市	248.7
9	仙台市	244.9
10	広島市	241.4
11	神戸市	234.1
12	浜松市	227.8
13	名古屋市	194.9
14	相模原市	142.3
15	千葉市	141.2
16	静岡市	138.3
17	横浜市	138.1
18	川崎市	116
19	さいたま市	87.7
20	東京都の区部	71.1
21	大阪市	8.6

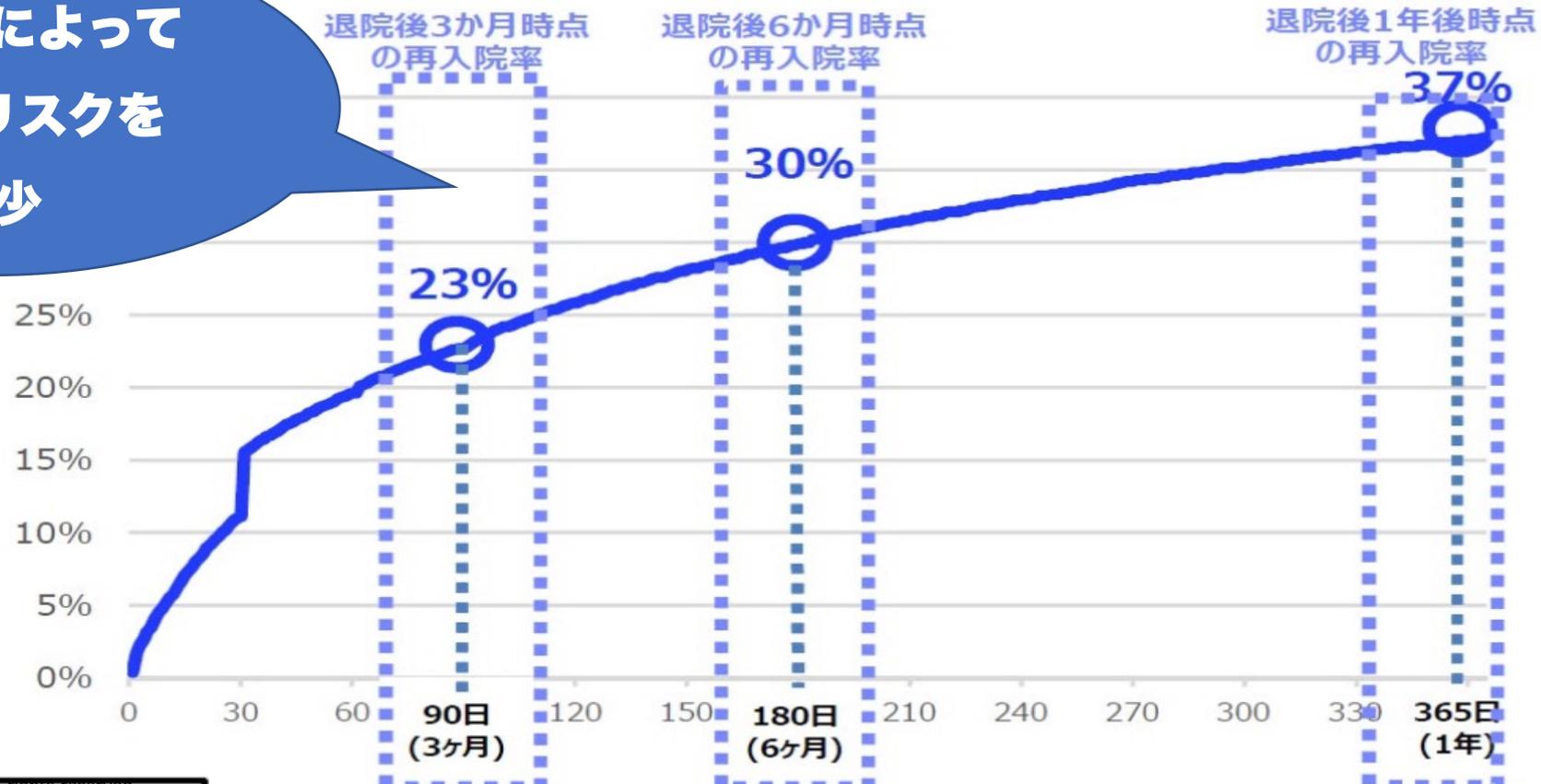
③中核市ランキング

1	長崎市	837
2	八王子市	695.6
3	八戸市	616.4
4	大分市	564.2
5	秋田市	560.4
6	鹿児島市	552.6
7	高知市	537
8	呉市	526.1
9	函館市	512.3
10	久留米市	500.7
...	...	...
45	姫路市	183.4
46	倉敷市	179.4
47	奈良市	176.1
48	豊田市	171.1
49	八尾市	170.8
50	西宮市	148.4
51	横須賀市	94.5
52	川口市	74.4
53	岡崎市	64.6
54	尼崎市	1.8

# 再入院率

- 精神病床からの退院患者の再入院率は、退院後6か月時点で約30%、1年時点で約37%となっている。

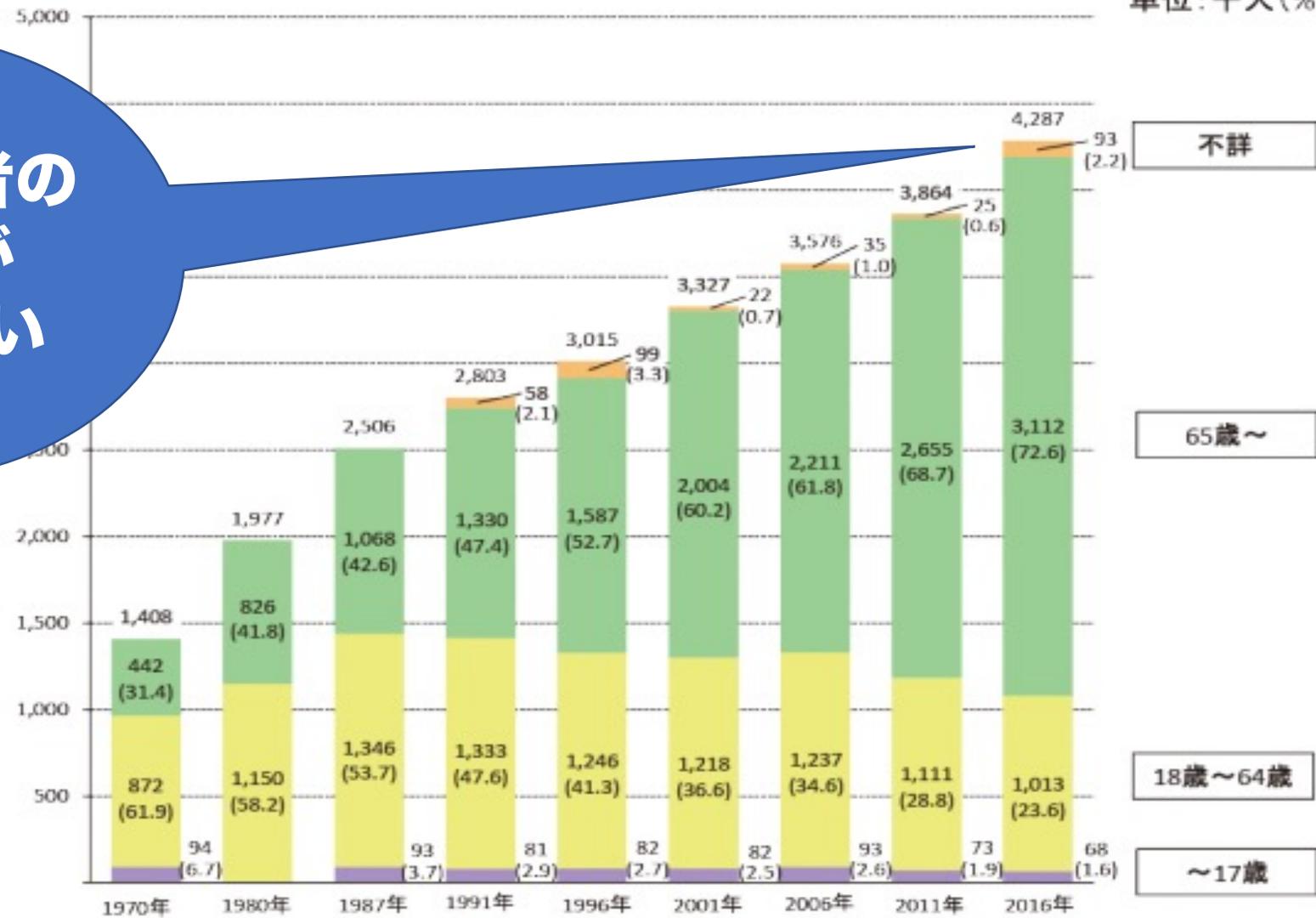
GH入居によって  
再入院リスクを  
減少



■ 図表2 年齢階層別障害者数の推移（身体障害児・者（在宅））

単位：千人（％）

身体障害者の  
高齢化が  
一番著しい



注1：1980年は身体障害児（0～17歳）に係る調査を行っていない。

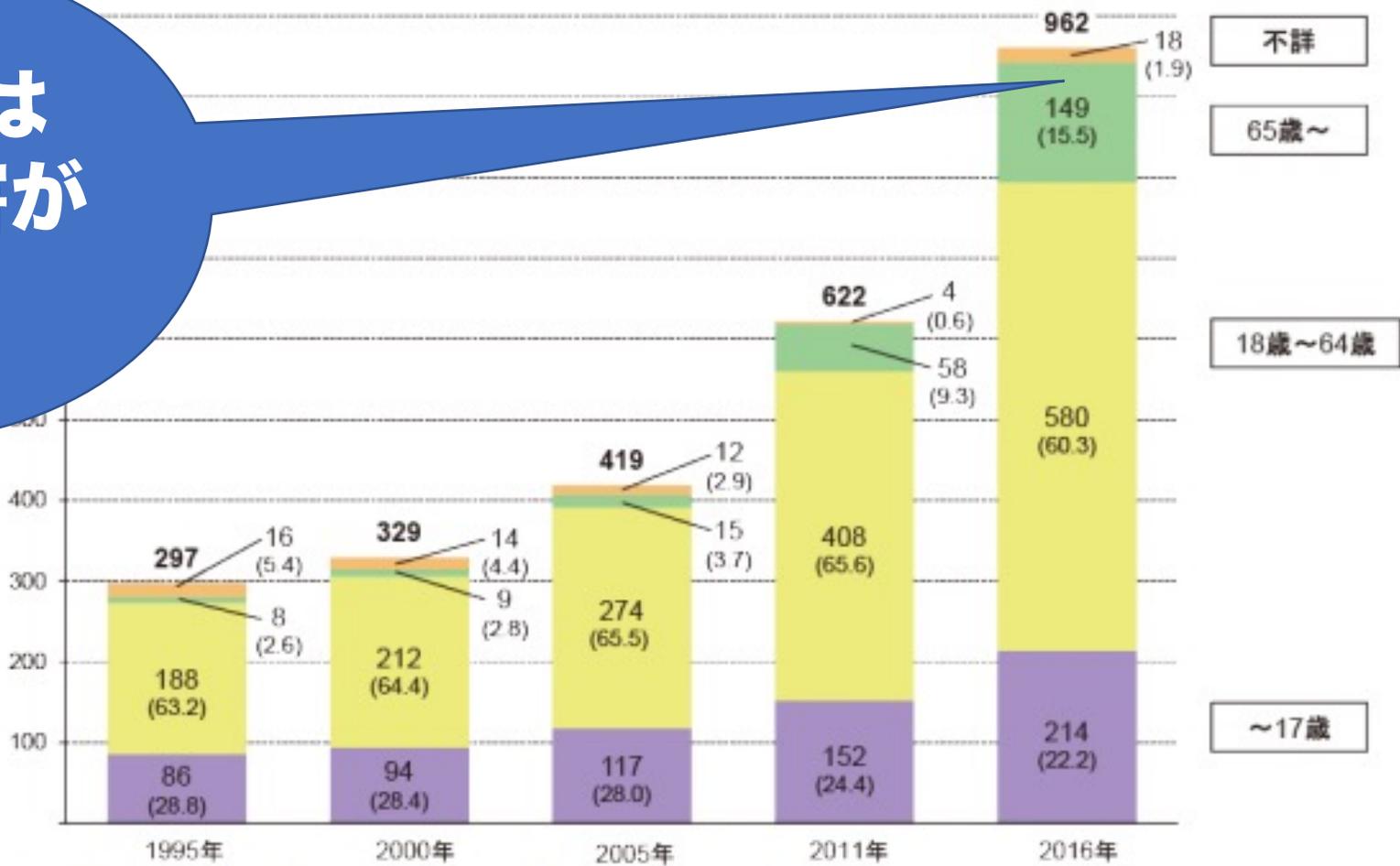
注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（～2006年）、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（2011・2016年）

■ 図表3 年齢階層別障害者数の推移（知的障害児・者（在宅））

単位：千人（%）

伸び率は知的障害が一番

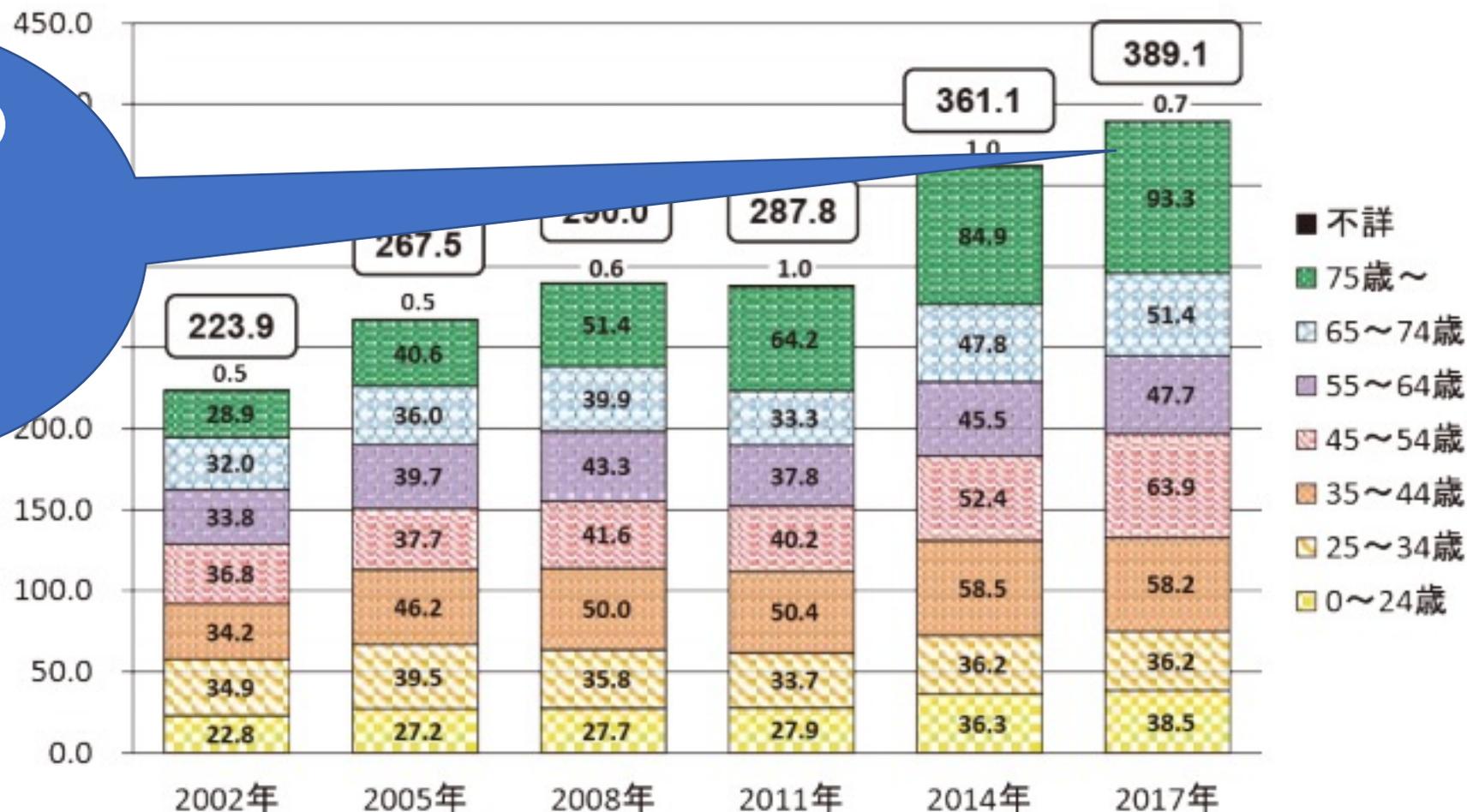


注：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。  
 資料：厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(~2005年)、厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(2011・2016年)

■ 図表4 年齢階層別障害者数の推移（精神障害者・外来）

(単位:万人)

精神障害の  
高齢者は  
認知症が  
多い



注1：2011年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている。

注2：四捨五入で人数を出しているため、合計が一致しない場合がある。

資料：厚生労働省「患者調査」（2017年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

# グループホームの利用者数の推移

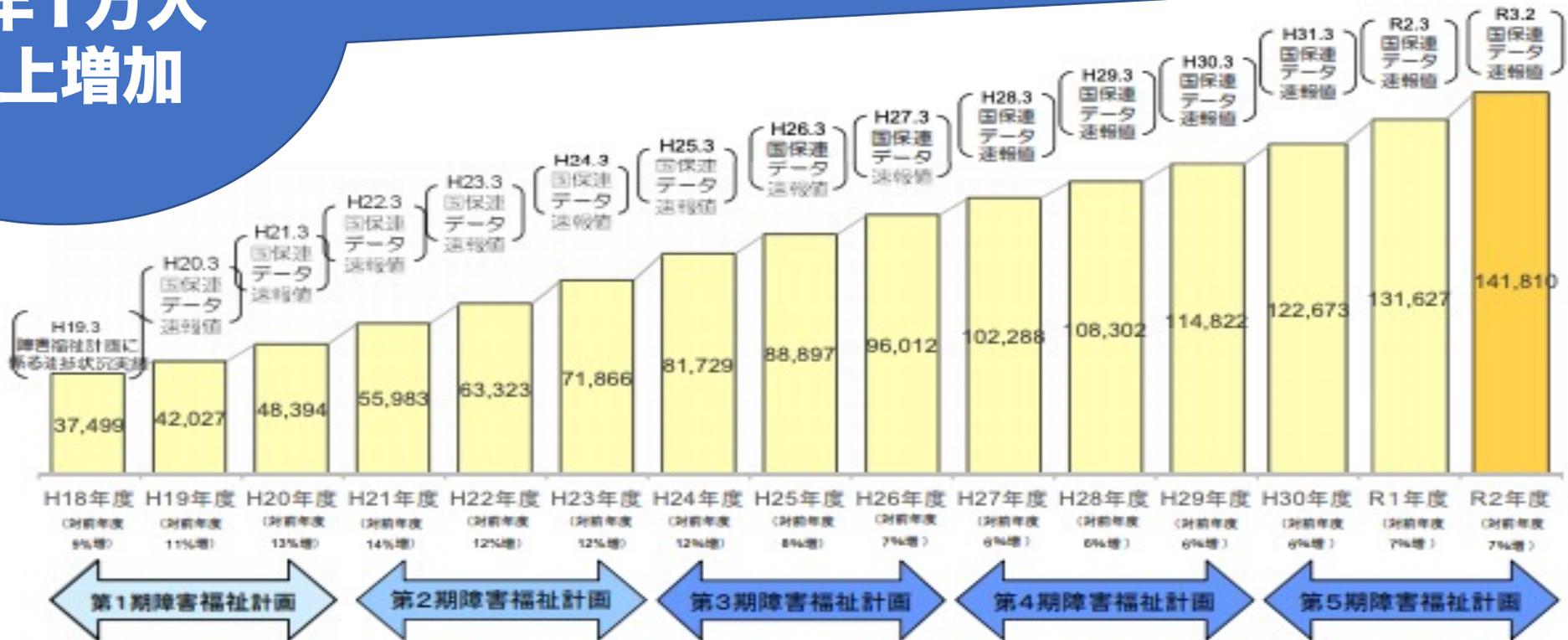
入所施設や精神科病院等からの地域移行を推進し、地域で安心して生活するため、障害者の住まいの場であるグループホームの整備を促進。

令和3年2月時点のグループホームの利用者数は、**14.2万人**となっている。

(※平成25年度以前は旧グループホーム・旧ケアホームの利用者数)

GH利用者は  
毎年1万人  
以上増加

提供されるサービスの総量  
(人分)

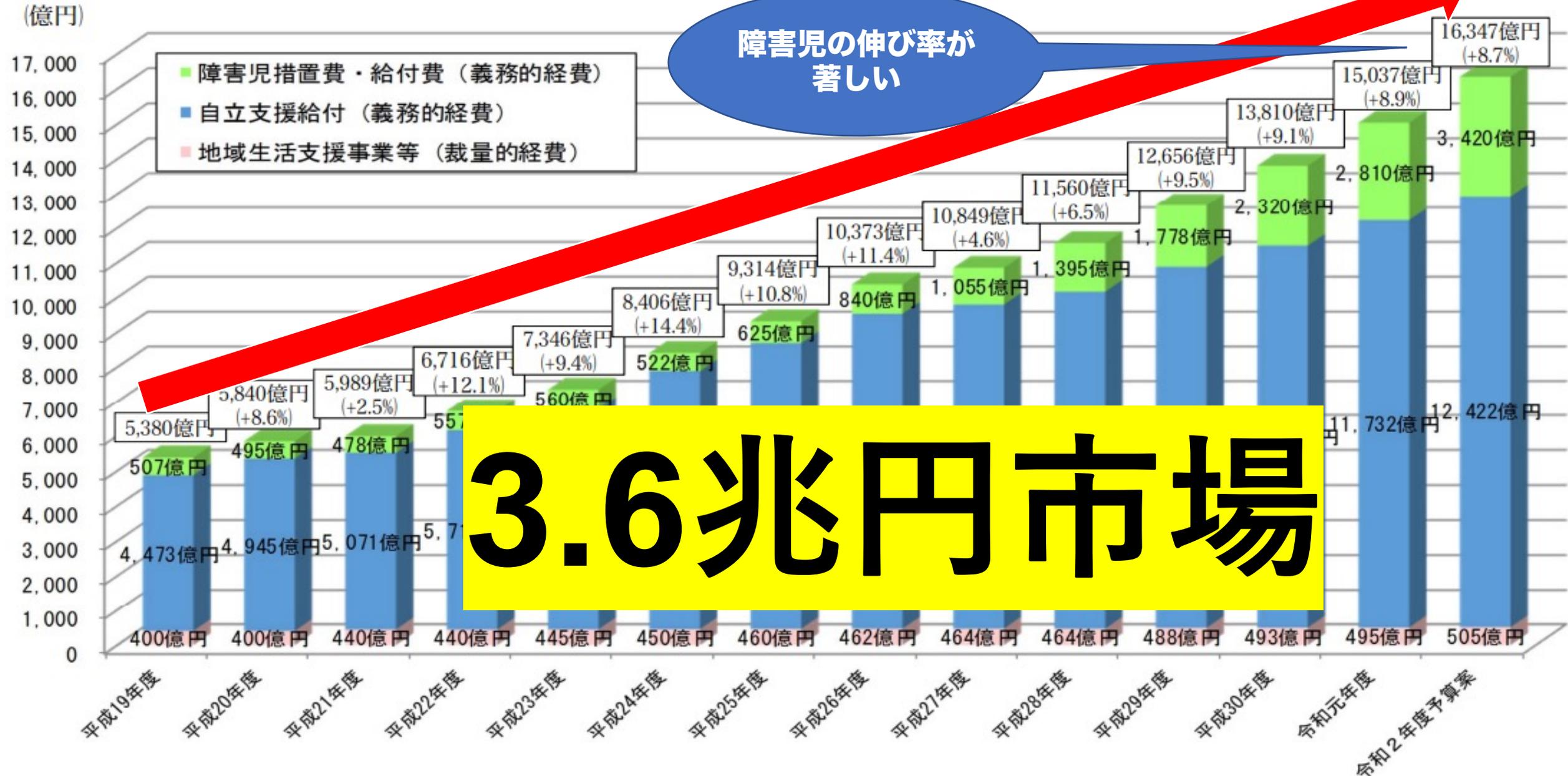


# 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は13年間で約3倍に増加している。

障害児の伸び率が著しい

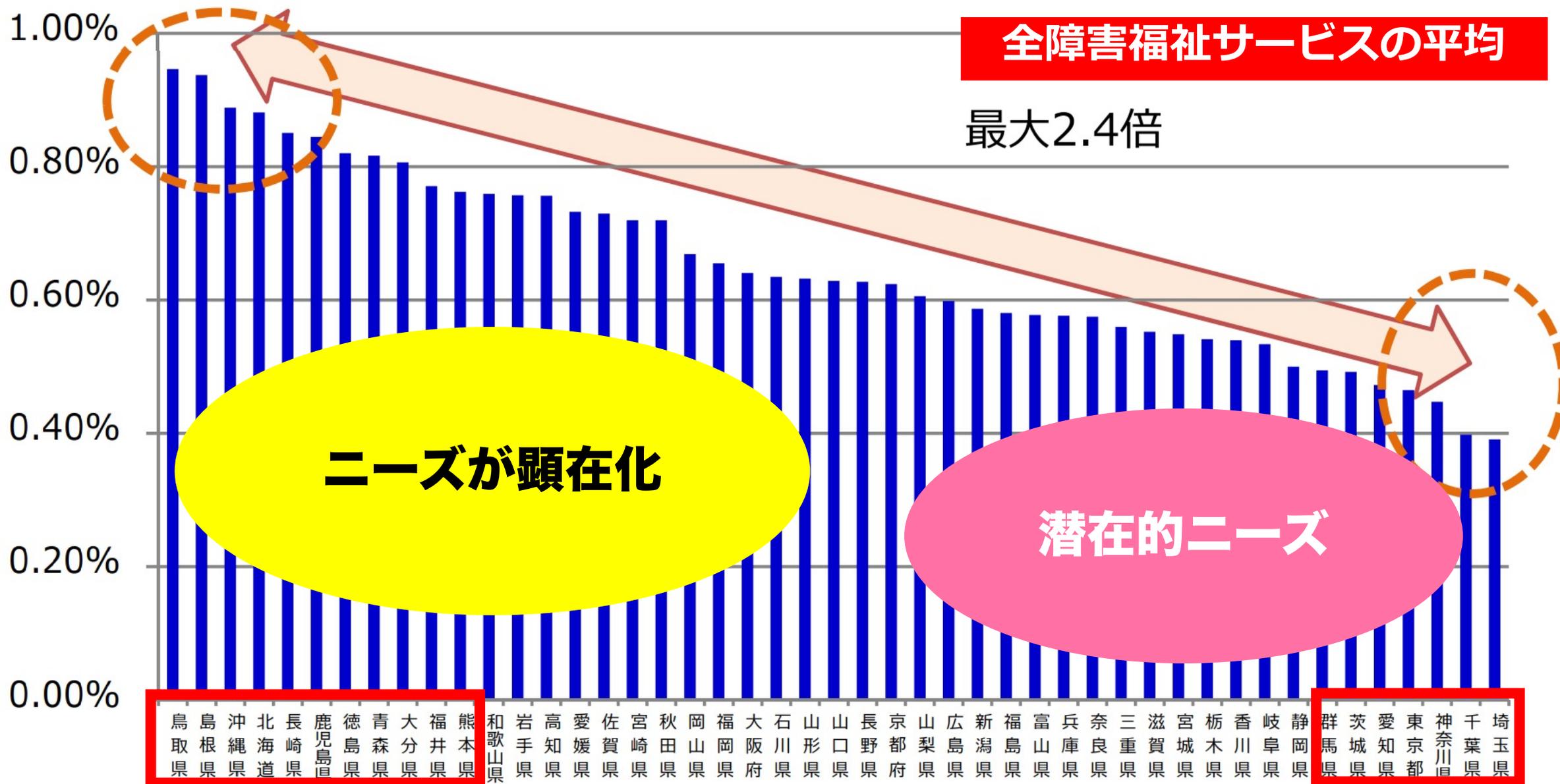
3.6兆円市場



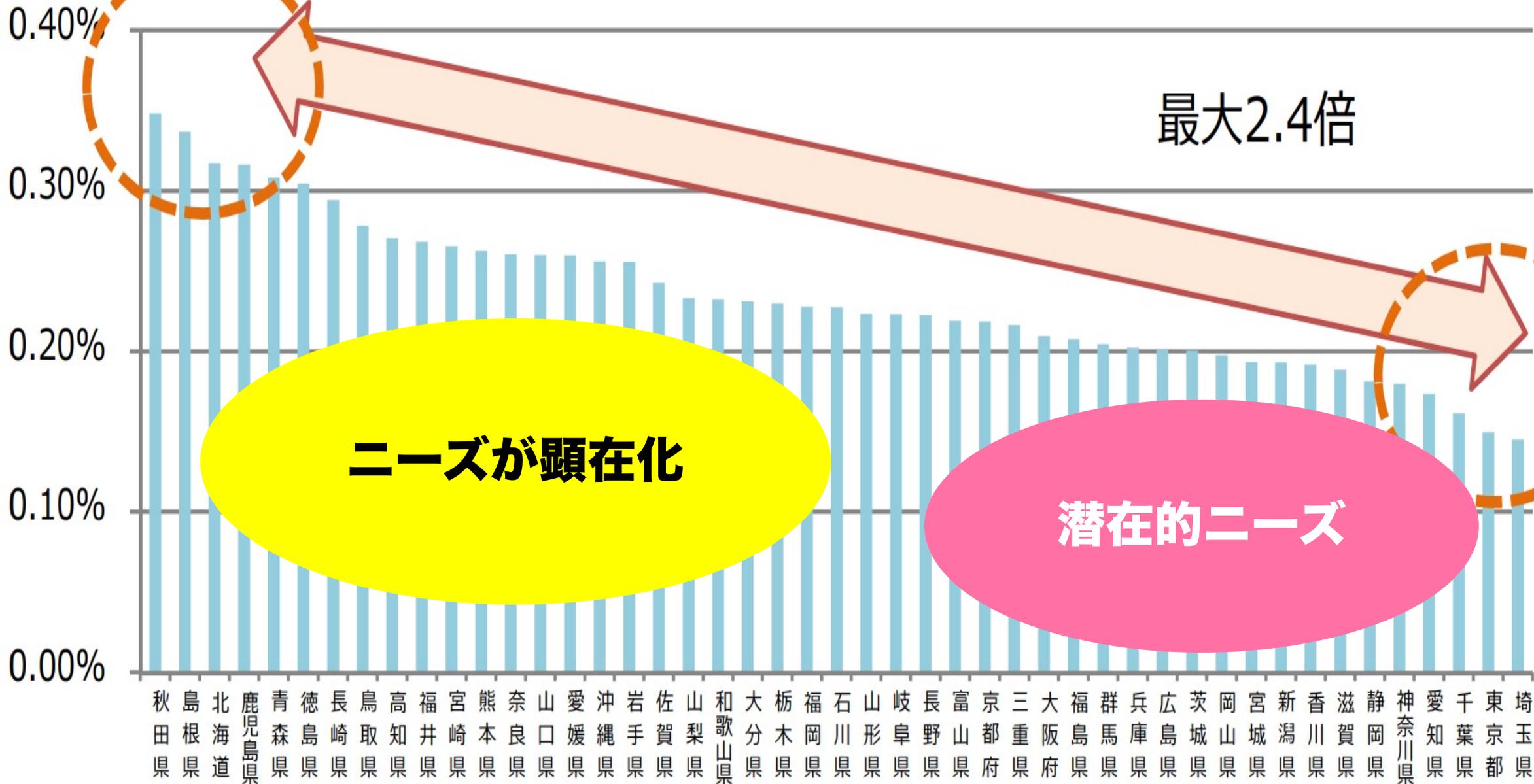
The image features two stylized human profiles in profile, facing each other. The profile on the left is dark blue, and the profile on the right is pink. Two large, white, speech-bubble-like shapes are positioned between them, each containing a collection of blue and pink icons. The top bubble, associated with the blue profile, contains icons such as a tie, a wine glass, a fish, a hammer, a wrench, a smartphone, an airplane, a video game controller, a dollar sign, a remote control, a bowling ball, and a car. The bottom bubble, associated with the pink profile, contains icons such as a medical cross, a pair of scissors, a perfume bottle, a tennis racket, a crown, a vase, a ring, a palm tree, and a film strip. The background is a light blue gradient.

**地域特性があることを理解する**

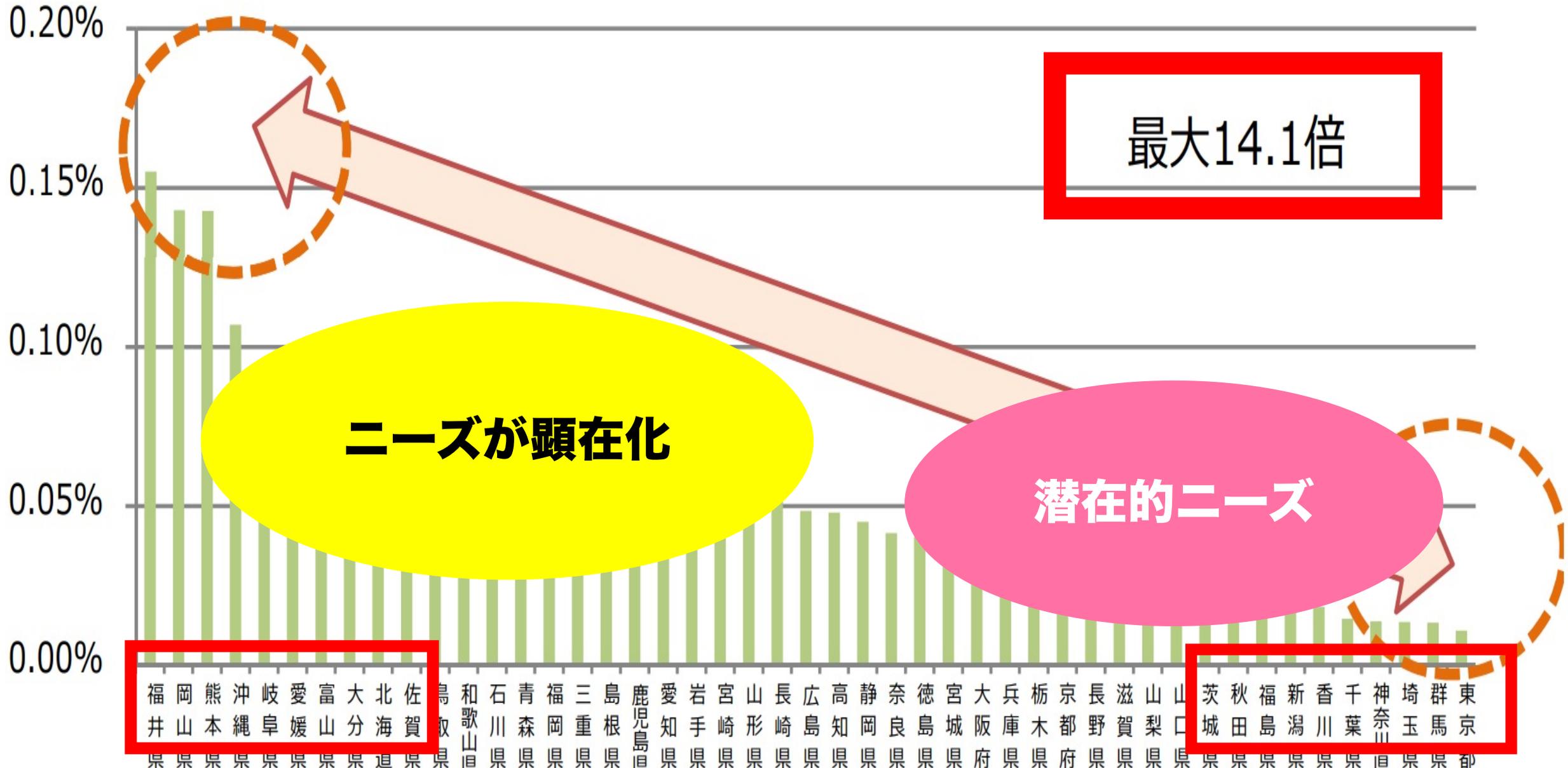
# 自立支援給付利用者の人口に占める割合（総計）



# 〈生活介護〉

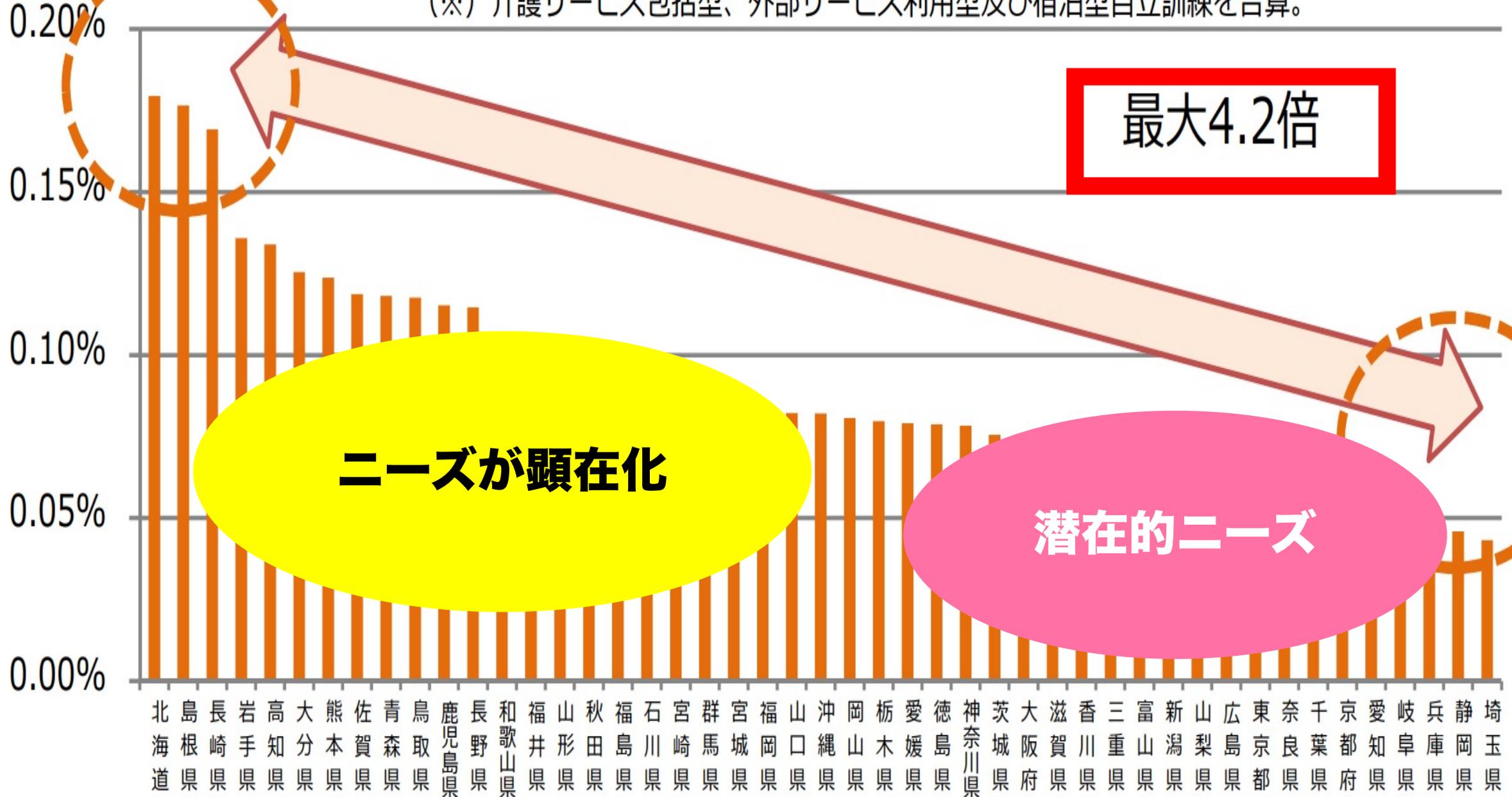


# ＜就労継続支援A型＞



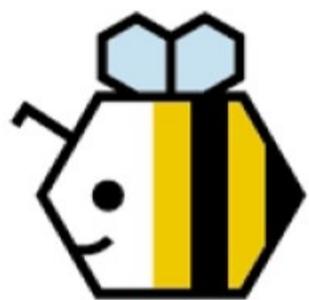
# <共同生活援助等（※）>

（※）介護サービス包括型、外部サービス利用型及び宿泊型自立訓練を合算。



同じ都道府県内でも地域差があるのでデータに基づいた出店戦略が大切

区市町村	短期入所		共同生活援助(グループホーム)			人口1万人 当たり	障害者支援施設等		
	定員数	人口1万人 当たり	定員数	(身体)知的	精神		難病	施設数	主たる対象者
								身体	知的
千代田区	5	0.8	12	8	4	1.8	-		
中央区	6	0.4	51	37	14	3.0	1		○
港区	11	0.4	69	50	19	2.6	2	○	○
新宿区	16	0.5	101	56	45	2.9	2	○	○
文京区	12	0.5	79	61	18	3.3	1	○	○
台東区	12	0.8	90	72	18	4.3	1		○
墨田区	6	0.2	151	129	22	5.6	-		
江東区	27	0.5	203	163	40	3.9	-		
品川区	14	0.3	90	63	27	2.2	2	○	○
目黒区	12	0.4	113	91	16	3.9	1		○
大田区	32	0.4	458	377	81	6.2	2	○	○
世田谷区	76	0.8	329	215	114	3.5	2	○	○
渋谷区	12	0.5	82	45	37	3.5	2	○	○
中野区	20	0.8	152	104	48	4.4	2	○	○
杉並区	25	0.4	344	277	67	5.9	3	○	○
豊島区	18	0.8	224	84	140	7.5	2	○	○
北区	33	0.9	132	110	22	3.7	-		
荒川区	14	0.8	153	84	69	7.0	-		
板橋区	46	0.8	308	218	90	5.3	2	○	○
練馬区	33	0.4	492	251	241	6.6	6	○	○
足立区	34	0.5	571	456	115	8.4	3	○	○
葛飾区	18	0.4	661	605	56	14.5	1		○
江戸川区	27	0.4	459	316	143	6.6	2	○	○
八王子市	80	1.4	1,075	748	327	18.7	9	○	○
立川市	16	0.9	220	186	34	12.2	1		○
武蔵野市	3	0.2	144	130	14	9.7	1		○
三鷹市	18	0.9	213	87	126	11.1	1		○
青梅市	60	4.5	282	264	18	21.2	4	○	○
府中市	43	1.8	217	172	45	8.2	1	○	
昭島市	1	0.1	92	73	19	8.2	-		
調布市	22	0.9	181	99	82	7.5	2		○
町田市	38	0.9	564	449	115	13.0	3	○	○
小金井市	9	0.7	139	117	22	11.1	-		
小平市	45	2.3	174	162	12	8.9	3	○	○
日野市	26	1.4	260	230	30	13.7	5	○	○
東村山市	33	2.2	102	82	20	6.8	2		○
国分寺市	13	1.0	164	138	26	12.8	-		
国立市	26	3.5	149	125	24	19.8	2		○
瑞生市	5	0.9	105	99	6	18.3	1		○
狛江市	4	0.5	51	35	16	6.1	-		
東大和市	32	3.8	176	164	12	20.9	-		
清瀬市	38	5.1	109	87	22	14.5	4	○	○
東久留米市	8	0.7	161	125	36	13.8	1		○
武蔵村山市	39	5.5	88	78	10	12.3	1		○
多摩市	19	1.3	86	70	16	5.8	1		○
稲城市	3	0.3	38	31	7	4.1	1		○
羽村市	12	2.2	68	44	24	12.5	1		○
あきる野市	31	3.9	131	124	7	16.4	2	○	○
西東京市	14	0.7	276	131	145	13.4	1		○
瑞穂町	22	6.8	43	37	6	13.3	1		○
日の出町	14	8.2	71	58	13	41.5	4	○	○
檜原村	2	10.1	-	-	-	-	-		
奥多摩町	4	8.2	16	16	-	32.9	1		○
大島町	6	8.3	24	24	-	33.2	3		○
利島村	-	-	-	-	-	-	-		
新島村	-	-	-	-	-	-	-		
神津島村	-	-	7	7	-	37.8	-		
三宅村	-	-	-	-	-	-	-		
御蔵島村	4	119.4	-	-	-	-	-		
八丈町	-	-	27	12	15	38.1	-		
青ヶ島村	-	-	-	-	-	-	-		
合計	1,198	0.6	10,777	8,078	2,695	-	93	23	43



BEET-HACK

BUSINESS PLAN

初期投資額の安さと高利益が魅力！  
ビーハック展開プラン

12ヶ月収支 ※2期目

初期投資額 890万円 +300万円= **1,190万円**

単位：万円

初期投資  
回収目安  
6~8ヶ月

詳しくは  
エクセルで！！！！

人件費率

55%

## 総合開業支援コンテンツ

- ✓ オーナー初回面談
- ✓ 代表藤田との経営相談（1回のみ）
- ✓ Chatwork SV
- ✓ わおん大学受講権（5日間）2名まで
- ✓ わおんマニュアル提供（2種）
- ✓ 雛型提供（運営帳票類、各種契約書などの一式）
  - ・日々の運営に関わる帳票類
  - ・報酬加算請求関連様式
  - ・雇用契約に関する帳票類
  - ・入居契約に関する帳票類
- ✓ 指定申請作成サポート書類
- ✓ 障害者総合支援法事業者ハンドブック3冊（基準編・報酬編・指導監査編）
- ✓ アニスピ採用サイトへの求人掲載
- ✓ わおんECサイト「ふくすけ」利用権
- ✓ しょーあっぷ無料利用期間 使用開始より3ヶ月
- ✓ 消防設備業者のご紹介
- ✓ わおんオリジナルユニフォーム 各2枚
- ✓ 空気清浄機 2台
- ✓ 物件情報取得権（MAP閲覧&配信）
- ✓ 料金設定支援
- ✓ 勤務シフトの作成指導
- ✓ 営業管理表提供
- ✓ 営業先リスト作成代行
- ✓ 内覧会に関する指導
- ✓ 体験入居者対応に関する指導
- ✓ 定款の目的内容や変更内容作成支援
- ✓ 行政訪問指導（建築指導課、障害福祉課、管轄消防署）
- ✓ 指定申請書類作成支援（建築基準法・消防法含む）
- ✓ 指定申請時の行政対応支援
- ✓ 国民健康保険団体連合会への給付請求手続き指導
- ✓ 初回申請処遇改善加算指導（特定・特別は除く）
- ✓ わおん参画企業向け定期的経営者勉強会参加権（藤田英明ライブ福祉スクール）

# 圧倒的実績

**スーパーバイザー力！！研修力！！法令遵守力！！**

# Know-How

700拠点以上の福祉事業の開設/運営を行ってきた実績から、あらゆる課題を解決するノウハウを保有しています。

この事業領域では、国内で最も長く、最も多くの実績を積み上げていると自負しています。



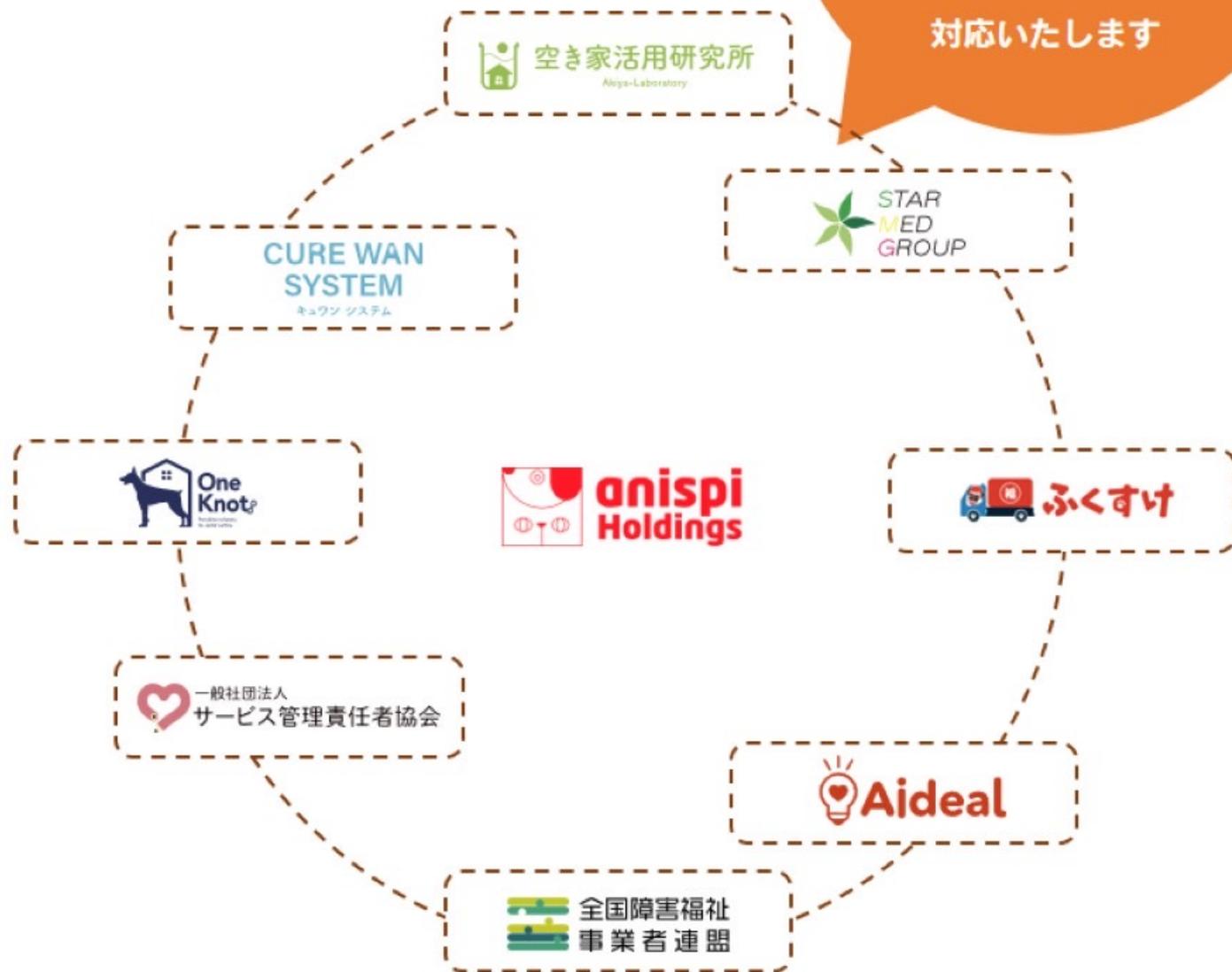
# Support Team

## 開設 / 運営サポート体制

人材募集から人材育成、物件サポート、開設後の運営まで社内で一貫通貫の体制を敷いております。

社内で一貫通貫の開設 / 運営サポート体制を敷き、品質とスピード感を両立します。本社には約50名のスタッフが在籍しており、多方面から対応いたします。トータルでのサポートにより、開設 / 運営におけるノウハウが蓄積されています。

障がい者GH事業を成功させるため  
専門家チームで  
対応いたします



# Supervising

常に時代の変化やニーズの変化、競合状況をウォッチし  
成果につなげることを至上命題とした貴社のパートナーが伴走いたします。



エリアに特化した専属SVが開設/運営を支援。貴社の成果のために徹底的に伴走するパートナーとなります。



私たちは「代行」は行いません。  
オーナー様が福祉事業を成功するために徹底的に「支援」をいたします。



チャットでの個別対応、豊富な研修コンテンツ、オーナー同士の情報交換の場など、さまざまな支援を提供。



アニスピホールディングス自慢のスーパーバイザーたち<sup>97</sup>



**加算を  
制するものが  
福祉ビジネスを  
制す**

# 報酬“単位” × 地域 “単価” × 日数

例えば障害者グループホーム（共同生活援助/介護包括）の場合

**【条件】**

区分4/葛飾区/世話人4:1/夜間4:1/看護職員配置

基本報酬:471単位 × 11.6円 × 30日 = 163,908円

夜間支援体制加算：336単位 × 11.6円 × 30日 = 116,938円

看護職員配置加算：70単位 × 11.6円 × 30日 = 24,360円

**合計：305,306円**

福祉専門職員配置加算(Ⅰ)	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・ <u>公認心理士</u> の資格保有者が35%以上雇用されている事業所	10単位/日	要
福祉専門職員配置加算(Ⅱ)	常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・ <u>公認心理士</u> の資格保有者が25%以上雇用されている事業所	7単位/日	要
福祉専門職員配置加算(Ⅲ)	世話人又は生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所	4単位/日	要
看護職員配置加算	共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤換算で1名以上、利用者の数を20で除して得た数以上配置している場合(※基準上必要とされる人員配置にプラス)	70単位/日	要

<p>夜間支援体制加算(Ⅰ)</p>	<p>夜間及び深夜の時間帯に介護等を行うための勤務体制等を確保する場合(午後10時から午前5時までは最低限勤務)</p>	<p>54～672単位/日</p>	<p>要</p>
<p>夜間支援体制加算(Ⅱ)</p>	<p>夜間及び深夜の時間帯において、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保する場合 ※夜間支援体制加算(Ⅰ)で算定される場合は対象外</p>	<p>18～112単位/日</p>	<p>要</p>
<p>夜間支援体制加算(Ⅲ)</p>	<p>夜間及び深夜の時間帯の防災体制を確保している場合(警備会社等との委託契約を締結している等)又は夜間及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合</p>	<p>10単位/日</p>	<p>要</p>

夜間支援等 体制加算	イ 夜間 支援等体 制加算 (Ⅰ)	(1)夜間支援対象利用者2人以下	(1日につき672単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者3人	(1日につき448単位を加算)
		(3)夜間支援対象利用者4人	(1日につき336単位を加算)
		(4)夜間支援対象利用者5人	(1日につき269単位を加算)
		(5)夜間支援対象利用者6人	(1日につき224単位を加算)
		(6)夜間支援対象利用者7人	(1日につき192単位を加算)
		(7)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	(1日につき149単位を加算)
		(8)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	(1日につき112単位を加算)
		(9)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	(1日につき90単位を加算)
		(10)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	(1日につき75単位を加算)
		(11)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	(1日につき54単位を加算)
	ロ 夜間 支援等体 制加算 (Ⅱ)	(1)夜間支援対象利用者4人以下	(1日につき112単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者5人	(1日につき90単位を加算)
		(3)夜間支援対象利用者6人	(1日につき75単位を加算)
		(4)夜間支援対象利用者7人	(1日につき64単位を加算)
		(5)夜間支援対象利用者8人以上10人以下	(1日につき50単位を加算)
		(6)夜間支援対象利用者11人以上13人以下	(1日につき37単位を加算)
		(7)夜間支援対象利用者14人以上16人以下	(1日につき30単位を加算)
		(8)夜間支援対象利用者17人以上20人以下	(1日につき25単位を加算)
		(9)夜間支援対象利用者21人以上30人以下	(1日につき18単位を加算)
	ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)		(1日につき10単位を加算)

<p>夜勤職員加配加算</p>	<p>日中サービス支援型の夜間支援について、基本報酬で評価される夜勤職員以上に職員を加配する場合</p>	<p>149単位/日</p>	<p>要</p>
<p>重度障害者支援加算</p>	<p>重症心身障害者等重度障害者等包括支援等の対象となる者が、1人以上利用している場合であって、通常の介護体制に加えて、必要な研修を受講した上で、より手厚いサービスを提供した場合</p>	<p>360単位/日</p>	<p>要</p>
<p>日中支援加算（I）</p>	<p>高齢又は重度の障害者であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難である利用者に対し、個別支援計画に基づき昼間の時間帯に支援をおこなったとき</p>	<p>&lt;利用者1人&gt; 539単位/日  &lt;利用者2人以上&gt; 270単位/日</p>	<p>不要</p>

<p>日中支援加算(Ⅱ)</p>	<p>日中活動サービスの支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が、心身の状況等により当該サービス等を利用できない期間が月に3日以上ある場合であつて、昼間に必要な支援を行ったとき(3日目から算定)</p>	<p>&lt;利用者1人&gt;  支援区分4以上:539単位/日  支援区分3以下:270単位/日</p> <p>&lt;利用者2人以上&gt;  支援区分4以上:270単位/日  支援区分3以下:135単位/日</p>	<p>不要</p>
<p>自立生活支援加算</p>	<p>居宅で単身での生活が可能であると見込まれる利用者及び家族に、退去後の生活についての相談援助を行い、かつ退去後の居宅を訪問し障害福祉サービスについての相談援助、連絡調整をおこなった場合</p>	<p>500単位</p> <p>※入居中2回、退去後1回を限度</p>	<p>要</p>
<p>入院時支援特別加算</p>	<p>事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合(月1回を限度)</p>	<p>・入院3~6日  561単位/月  ・7日以上  1122単位/月</p>	<p>不要</p>

<p>地域生活移行個別支援 特別加算</p>	<p>医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談支援や個別支援等を行った場合</p>	<p>670単位/日</p>	<p>要</p>
<p>精神障害者地域移行特別加算</p>	<p>精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な支援を社会福祉士等が行った場合(※地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は算定できない)</p>	<p>300単位/日(1年以内)</p>	<p>要</p>
<p>強度行動障害者 地域移行特別加算</p>	<p>障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な支援を強度行動障害支援者養成研修終了者等が行った場合(※重度障害者支援加算を算定している場合は算定できない)</p>	<p>300単位/日(1年以内)</p>	<p>要</p>

医療連携体制加算(Ⅰ)	医療機関等との連携により、看護職員を共同生活援助事業所に訪問させ、利用者に対して看護を行った場合に加算。(※看護職員配置加算を算定している場合算定しない)	500単位/日	不要
医療連携体制加算(Ⅱ)	医療機関等との連携により、看護職員を共同生活介護事業所に訪問させ、2人以上の利用者に対して看護を行った場合に加算。ただし、1回の訪問につき利用者8名を限度とし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については算定しない。(※看護職員配置加算を算定している場合算定しない)	250単位/日	不要
医療連携体制加算(Ⅲ)	看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合(※看護職員配置加算を算定している場合算定しない)	・看護職員1人 あたり 500単位/日	不要
医療連携体制加算(Ⅳ)	介護職員等がたんの吸引等を実施した場合(※看護職員配置加算を算定している場合算定しない)	100単位/日	不要
医療連携体制加算(Ⅴ)	グループホームに住み続けられるよう、日常的健康管理や、医療ニーズに対応できる体制を整備(正看護師を1名以上配置または確保)している場合(※看護職員配置加算を算定している場合算定しない)	39単位/日	要

長期入院時支援特別加算

事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合(3日以上、3月に限る)(※入院時支援特別加算できない)

122単位/日(介護包括型)  
76単位/日(外部利用型)  
150単位/日(日中支援型)

不要

**優秀なスーパーバイザーが  
いると売上が上がります！！**

帰宅支援加算

事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合(月1回を限度)

・帰宅3~6日  
187単位/月  
・7日以上  
374単位/月

不要

長期帰宅支援加算

事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合(帰宅期間3日以上、3月に限る)

40単位/日(介護包括型)  
25単位/日(外部利用型)  
50単位/日(日中支援型)

不要

わおん大学とは

# BEE-HACK University

加盟店様を対象としたグループホーム事業と効率的な運営に必要な知識と実践の講座。  
ひとつひとつ詳細を解説し、確実に習得。経営・運営の実践に役立ちます。

全行程終了時  
証書授与



# Curriculum

計 **5** 日間  
**40** 時間以上！

## <1日目> BEE-HACKとは？・グループホーム開設に必要な3つの基準について

BEE-HACK大学最初のご挨拶と5日間の流れ／グループホーム・アニスピ（BEE-HACK）とは／代表 藤田講義（自己紹介・アニスピHDとは・福祉マクロ環境・福祉雑学）／障がいの種類、理解／グループホームの1日の流れ／指定申請とは／3つの基準概要・関係法令・運営規定／指定までの流れ／物件のリサーチ（賃貸・中古）ワンノット紹介／近隣挨拶（住民説明会案内）／行政確認＝設備基準・物件編（消防設備）／設備基準・備品編／損害保険／テスト、解説、BEE-HACK検定案内

## <2日目> 障害福祉事業に関わるその他法規などを理解しよう

代表 藤田講義（福祉事業展開戦略と営業）／福祉の税務の注意点／補助金、助成金、融資について／職種について／採用について（金額設定など）／就業規則（キャリアパス・処遇改善加算等）／36協定／職員のマネジメントについて／OB企業ディスカッション／人員基準予習

## <3日目> 障害福祉事業の実際の経営の仕方をマスターしよう

代表 藤田講義（福祉人材マネジメント）／お金の流れ／訓練給付費の計算方法／加算とは（加算・減算の種類、概要、取得方法）／算定に当たる注意点／実費の精算方法／国保連請求／しょーあつぷについて紹介／ディスカッション（請求について）／人員配置について／勤務体系、シフト作成／実際のシフトの例／人件費・収支予算書

## <4日目> 加算・入居営業・内覧会について

代表 藤田講義（サービス管理責任者とは）／各加算の詳細と対応方法／障がいに対する理解／入居営業リスト使用方法、営業先選定ルーティング、営業トークスプリクト／受給者証の取得方法、支給決定（申請方法）／営業デモンストレーション／体験入居・本入居の流れ／営業と入居がうまくいっている所の事例／内覧会チラシ・事前準備／掲示物一覧、帳票管理、貸金台帳、シフト管理、自己点検チェックリスト／ヒヤリハットの必要性／感染症対策、身体拘束、虐待の委員会等について

## <5日目> 管理者・サビ管・直接支援スタッフの業務について

代表 藤田講義（精神障害とは）／管理者の運営上の動き／サビ管業務一連の流れ（入居相談から個別支援計画書更新まで）／直接処遇スタッフの1日の流れ（世話人・生活支援員・夜間業務内容について）／実地指導に向けて／実地指導ロープレ（雰囲気）／BEE-HACK大学5日間のまとめ／卒業試験、解説

# Fujita Hideaki Live Welfare School

藤田英明ライブ福祉スクールとは

加盟店様限定で、障がい者グループホームの経営ノウハウを学べるセミナー。

福祉事業の全体像の理解から、具体的な営業・運営方法、人材や収支の管理までを具体的に学び、

ロールプレイングを通してスキル向上。

原則毎月

2回開催

(経営1回・現場1回)

※年間22回開催

## 【経営】

- 使用するテキスト説明
- 自己紹介
- 現在進めている新たな取り組みや新規事業
- アニスビHDの組織体系（子会社等含む）について
- オンラインサロンについて
- 全国障害福祉事業者連盟について
- サービス管理責任者協会について
- Welvieについて
- 福祉マクロ環境
- 尊敬する2人の偉人
- アニスビHDの理念
- 社会的課題の共有
- 障害者グループホームに求められている役割
- 障害福祉事業展開の原則
- コンセプト型GHについて
- 障害福祉事業の業感ごとの事業性分析
- 優れた障害福祉事業所とは何か？
- 障害福祉事業の営業先
- 人口動態と社会保障
- 経営実態調査について
- 実地指導の概要
- 精神科病院の他国との比較
- 精神科病院の現状
- (第3回)
- 高齢化と障害福祉サービス利用率は比例
- 障害福祉市場の中身
- 地域包括ケアシステム
- 究極の地域密着事業

- 障害者総合支援法の理念
- 障害者の定義
- 障害者支援法における市町村の役割
- 障害福祉サービスの種類
- 障害福祉施策の歴史的流れ
- 日本国憲法と障害者権利条約と障害者基本法
- 措置と利用契約の違い
- 訓練等給付費と介護給付費
- 障害区分認定と支給決定
- 障害者総合支援法と介護保険法の関係性
- 障害福祉サービス受給者証
- 認定調査項目80項目
- 国民健康保険団体連合会
- 障害者基本計画と障害福祉計画
- 障害者白書
- 基幹相談センターと自立支援協議会
- 発達障害者支援法
- 発達障害とは？
- 精神科の入院制度
- 療育手帳
- 障害者雇用促進法
- 障害者差別解消法
- ドイツのティアハイム
- 生活保護制度
- 共同生活援助=障害者グループホームとは
- 建築基準法と消防法と障害者総合支援法の構造について
- 障害者総合支援法における設備基準
- 障害者総合支援法における人員基準
- 障害者グループホームの独特な基準（ルール）

- 障害者グループホームの勤務表と人件費
- 障害者グループホームの運営基準のポイント
- 実地指導・情報公表・第三者評価
- 実地指導のポイント
- サービス管理責任者とは？
- 個別支援計画書の作り方
- 上限額管理
- 福祉業界の営業先
- 営業の基本
- 福祉業界の営業の特徴と営業方法
- 営業管理
- 2021年度報酬改定のポイント
- 給付費の算定ポイントと計算方法
- 各種加算の算定ポイントと計算方法
- 利用者負担金額の設定方法
- 人材採用と人材マネジメント
- 退職後のお手紙について
- レビュー（面談の）重要性
- 障害高齢者
- 障害者虐待
- 障害者グループホーム運営特有の注意点
- 精神障害者に関する理解

## 【現場】

- 使用するテキスト説明
- 自己紹介
- 現在進めている新たな取り組みや新規事業
- アニスビHDの組織体系（子会社等含む）について
- オンラインサロンについて
- 全国障害福祉事業者連盟について
- サービス管理責任者協会について
- Welvieについて
- 福祉マクロ環境
- 尊敬する2人の偉人
- アニスビHDの理念
- 社会的課題の共有
- 障害者グループホームに求められている役割
- 障害福祉事業展開の原則
- コンセプト型GHについて
- 基本となる介護技術（1）
- ユマニチュード
- アセスメント技術
- 個別支援計画書の作成と運用
- 精神障害の理解
- 精神科の薬の理解
- 対人援助技術（承認とエンパワメント）
- 対人援助技術（受容・傾聴・伝える・共感）
- 対人援助技術（伝える力）
- 事業所における営業力強化
- 現場の人材マネジメント
- 管理者が理解しておくべきポイント



# ドミナント & 複合化戦略

# 複合化で客単価UP!!

Aさん  
男性  
35歳  
区分4  
軽度知的障害・うつ病  
GH入居  
生活介護利用  
精神科訪問看護利用

## ■ GHのみ経営の場合（夜間支援は4:1で算定）

GH基本報酬：471単位×10円×30日＝141,300円

GH夜間支援体制加算：336単位×10円×30日＝100,800円

GH訓練給付費合計：141,300円＋100,800円＝**242,100円**

## ■ GHと訪問看護経営の場合（夜間支援は4:1で算定）

GH基本報酬：471単位×10円×30日＝141,300円

GH夜間支援体制加算：336単位×10円×30日＝100,800円

訪問看護報酬：8,550円×12回＝102,600円

上記合計：**344,700円**

## ■ GHと訪問看護と生活介護経営の場合（夜間支援は4:1で算定）

GH基本報酬：471単位×10円×30日＝141,300円

GH夜間支援体制加算：336単位×10円×30日＝100,800円

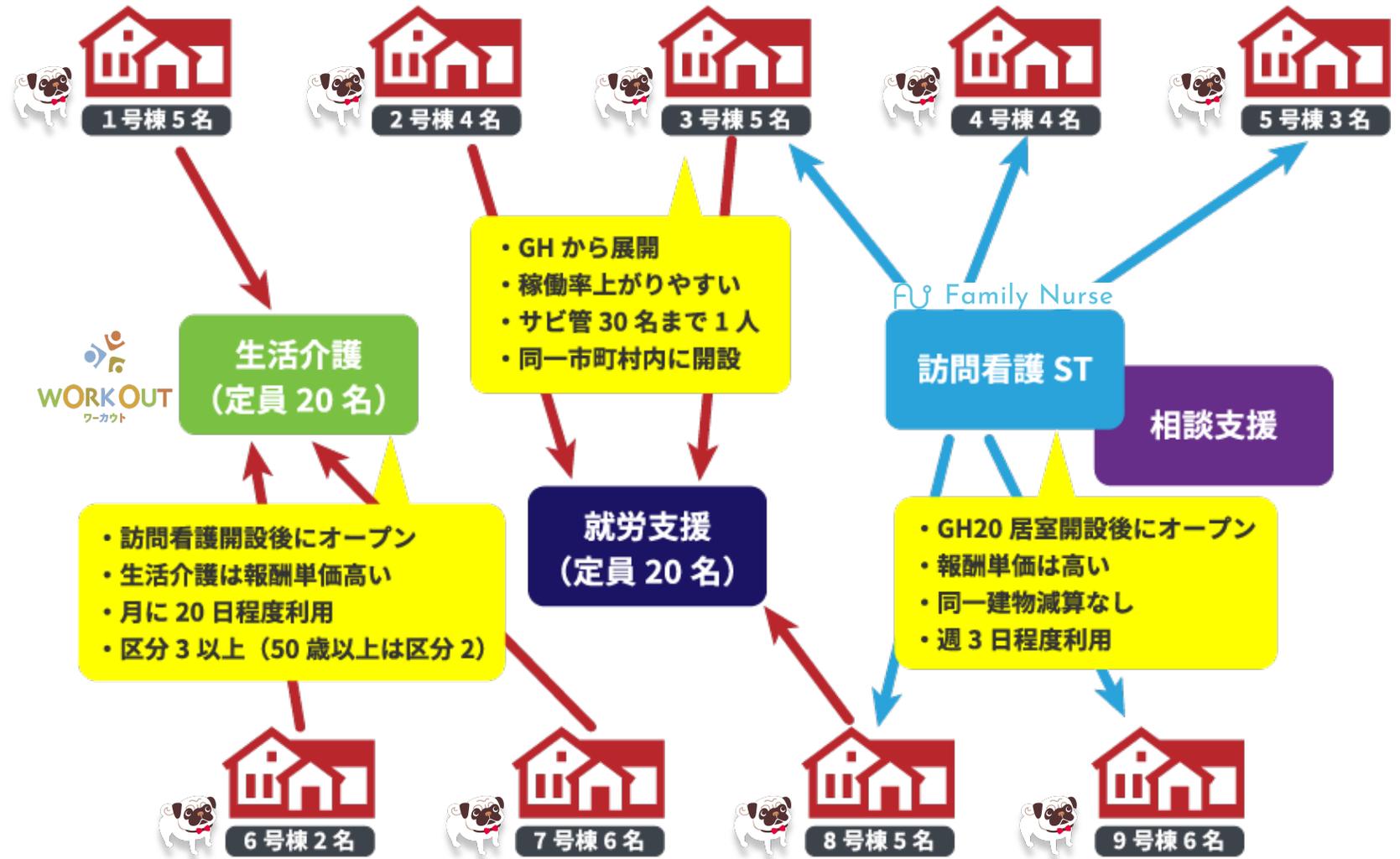
訪問看護報酬：8,550円×12回＝102,600円

生活介護報酬：772単位×10円×20日＝154,400円

上記合計：**499,100円**

# Dominant Strategy

ドミナント複合化戦略



3年で年商8億円も実現可能！  
複合化展開ができるのはアニ  
スピホールディングスだけ。

① 障害者 GH : 40 号室 ②生活介護 : 20 名定員 ③就労継続支援 B 型 : 20 名定員 ④訪問介護 : 看護師 2.6 名 ⑤相談支援 : 相談員 1 名



1拠点  
15名定員  
売上8,000万円  
利益2,000万円



1拠点  
売上8,000万円  
利益3,000万円



1拠点  
定員20名  
売上6,000万円  
利益2,000万円



10拠点  
50名定員  
売上1.8億円  
利益5,000万円



1拠点  
20名定員  
売上8,400万円  
利益2,500万円

**3**年後に

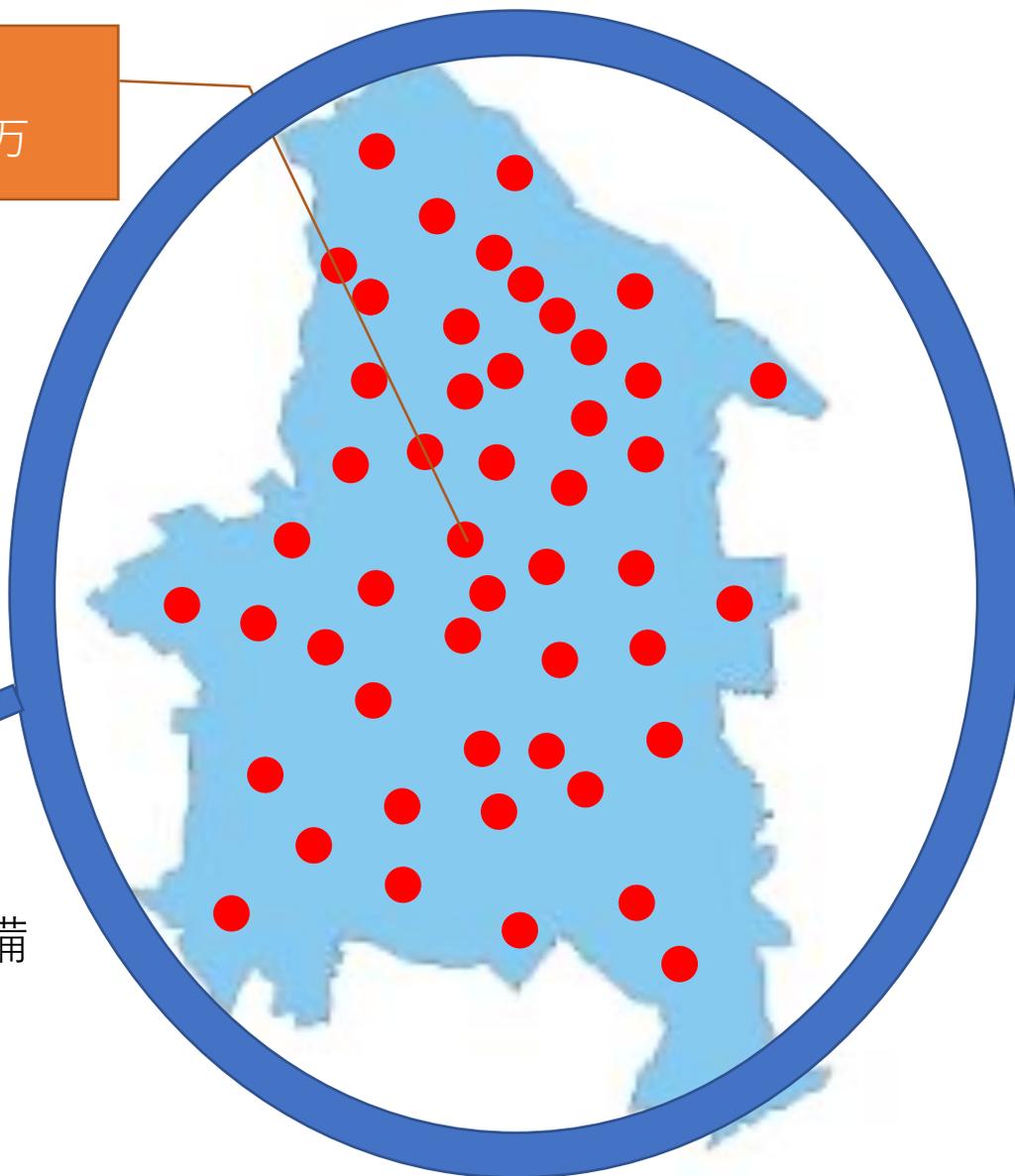
**実現していただく経営状態**

**売上高：4億8,400万円**

# 26歳から30歳の時の藤田の戦略はドミナント展開でした

- ✓ 2004年～2008年
- ✓ 埼玉県熊谷市
- ✓ 人口15万人
- ✓ 高齢化率全国平均
- ✓ 要介護高齢者数8,000名
- ✓ 夜間対応型高齢者デイサービス
- ✓ 1箇所整備の初期投資600万
- ✓ 1箇所あたりの売上300万/月
- ✓ 3年半で61拠点開設
- ✓ 1日あたり総定員数610名
- ✓ 総登録者数1,300名
- ✓ 要介護高齢者シェア率16.25%
- ✓  $300万 \times 61拠点 \times 12ヶ月 = 約21億$
- ✓ その他居宅介護支援・訪問看護・短期入所など整備

1拠点目  
資金400万



必要なスタッフ

兼務  
可能

## 管理者(資格問わず)

サービス管理責任者をはじめ、運営全体を管理



## サービス管理責任者(有資格者)

入居者のケアプラン作成やモニタリングを実施

【対象資格】

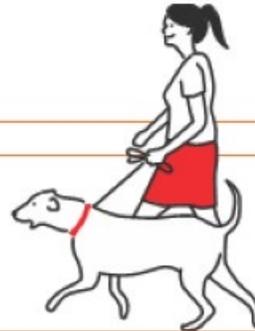
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士、ヘルパ二級、ヘルパー1級、介護職員初任者研修、児童発達支援管理責任者



ここの採用に  
強いのが  
わおん！

## 生活支援員(資格問わず)

入居者が生活に必要な介護・サポートを実施



## 世話人(資格問わず)

料理や掃除など、身の回りの暮らしを支える

## 夜間職員(資格問わず)

夜間の見守りや対応を担当



# Staff

# Subsidy

開設にあたっては、福祉業界特有の融資や補助金も活用できます。

- 独立行政法人福祉医療機構の融資
- 施設整備費補助金（都道府県）
- 都道府県独自の補助金（共同生活援助補助金）

実績  
多数

事業再構築補助金も

続々採択されています！

担当SVにご相談ください。

超好条件での  
融資が可能！

[福祉医療機構]

実績  
多数

	融資条件
償還期間（据置期間）	15年以内（5年以内）
貸付利率	当初5年間：6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は1億円）まで無利子 ※当該金額を超えた分は0.2% 6年目以降：0.2%
貸付金の限度額	なし
無担保貸付 [保証人・担保不要！]	6,000万円（新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）は1億円）まで無担保

# Recruiting Support

採用サポート

## 確かな実績で採用をサポート

採用オウンドメディア <https://waon.omros.jp/>

求人一覧 電話で応募

**anispi Holdings** アニスピホールディングス採用サイト

WORKOUT  
運動療法を取り入れた  
障がい者  
デイサービス  
生活介護

ペット共生型  
障がい者グループホーム  
わおん WAON  
人とペットの  
ハッピーのために  
一緒に仕事  
したいワン!



毎月  
300~500名  
以上の  
応募実績!

求人名
わおん群馬サンライズ100 (世話人・夜勤) 【パート・アルバイト/世話人】 群馬分社を日雇す 【公開中】 (広西非公開) 群馬 群馬 群馬グループホーム 群馬県 安中市 世話人 アルバイト・パート
サービス管理責任者(13) 【サービス管理責任者(有資格者) ペット共生型障 【募集停止】 群馬 群馬 群馬グループホーム 群馬県 前橋市 サービス管理責任者 正社員
わおん久留米 (世話人) 【パート・アルバイト/世話人】 群馬分社を日雇す 【募集停止】 (広西非公開) 群馬 群馬 群馬グループホーム 福岡県 久留米市 群馬グループ(株)福岡(ワウング株式会社) 世話人 アルバイト・パート
わおん八王子 (世話人) 【パート・アルバイト/世話人】 群馬分社を日雇す 【募集停止】 (広西非公開) 群馬 群馬 群馬グループホーム 東京都 八王子市 群馬グループ(株式会社プランコリー) 世話人 アルバイト・パート
わおん長野 (世話人) 【パート・アルバイト/世話人】 群馬分社を日雇す 【募集停止】 (広西非公開) 群馬 群馬 群馬グループホーム 長野県 長野市 群馬グループホーム長野 世話人 アルバイト・パート
わおん松戸 (世話人) 【パート・アルバイト/世話人】 群馬分社を日雇す 【募集停止】 (広西非公開) 群馬 群馬 群馬グループホーム 千葉県 松戸市 群馬グループホーム松戸 世話人 アルバイト・パート

独自の求人メディアのSNS運用で  
全国の加盟店の採用活動をサポート。  
ノウハウを活用した求人コンテンツもご用意

障がい者グループホーム開設や開設後運用に必要なコンテンツが100以上！

## 設立時

- ✓ 法人設立 専門家紹介
- ✓ 補助金・助成金申請 専門家紹介
- ✓ 資金調達 専門家への紹介
- ★ アスクルアリーナ 特別割引
- ✓ ファクタリング 専門家紹介

## 人材募集

- ★ 人材採用Web広告プラン
- ★ 採用面接同席
- ✓ サービス管理責任者他人材紹介

## 設備

- ✓ 空間霧化器と次亜塩素酸
- ★ 施設賠償保険のご紹介

## 運営ツール

- ✓ ウェブサイト制作、運営管理
- ✓ SNS設定代行
- ✓ ノートパソコン、プリンター、FAX付電話
- ✓ OA機器セット
- ✓ 電話機ネットワーク周辺機器の設定
- ✓ オリジナルロゴ作成
- ✓ 名刺
- ✓ 事業所パンフレット
- ✓ 内覧会チラシ
- ★ 開設前行政立ち入り検査、当日立ち合い
- ✓ 実地指導前確認作業
- ★ 入居営業代行（入居者紹介）
- ✓ 入居営業同行
- ★ 入居お手紙DM
- ✓ 年間現場“出前研修”（1回6時間、全6回）
- ✓ 指定申請同行支援
- ✓ 開設スタッフ派遣
- ✓ 変更申請作成代行
- ✓ 法令遵守状況確認作業
- ✓ カーリース

## 開設後

- ★ 食材
- ✓ お米

etc…

★おすすめコンテンツ

福祉事業を“助ける”オンラインストア

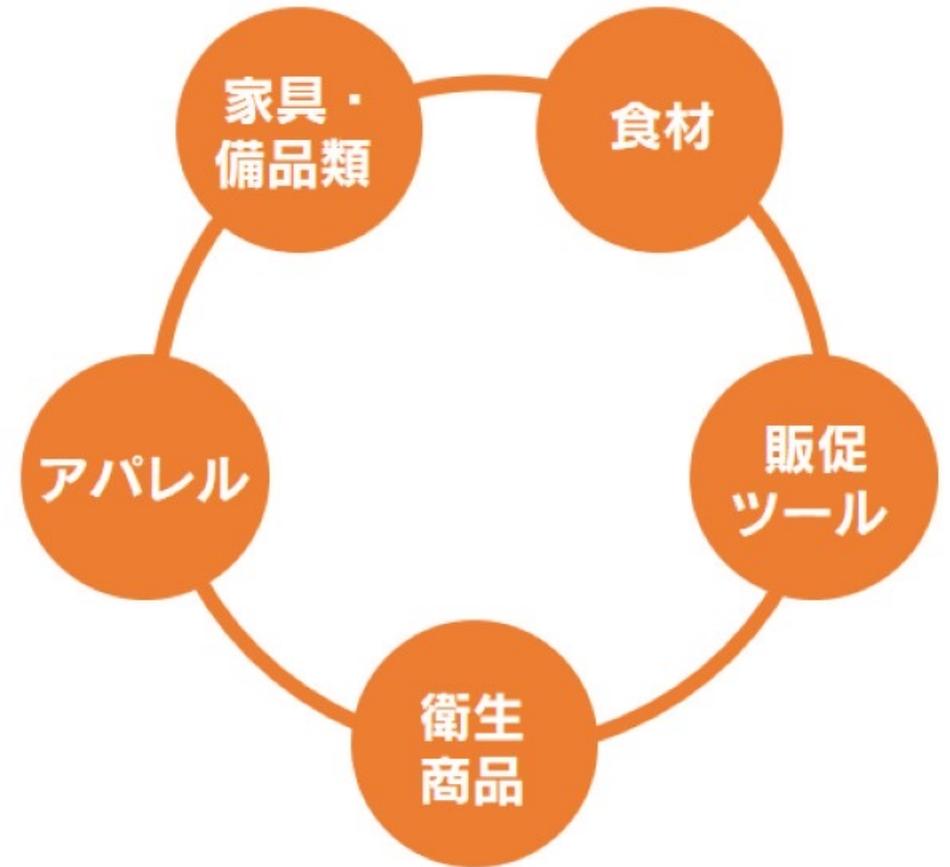
# Fukusuke



<https://fukusuke.anispi.co.jp/>



福祉事業展開するために必要なコンテンツを簡単に検索、発注できるオンラインストアです。一括でそろうので、時間的にも、管理的にも効率化できます！

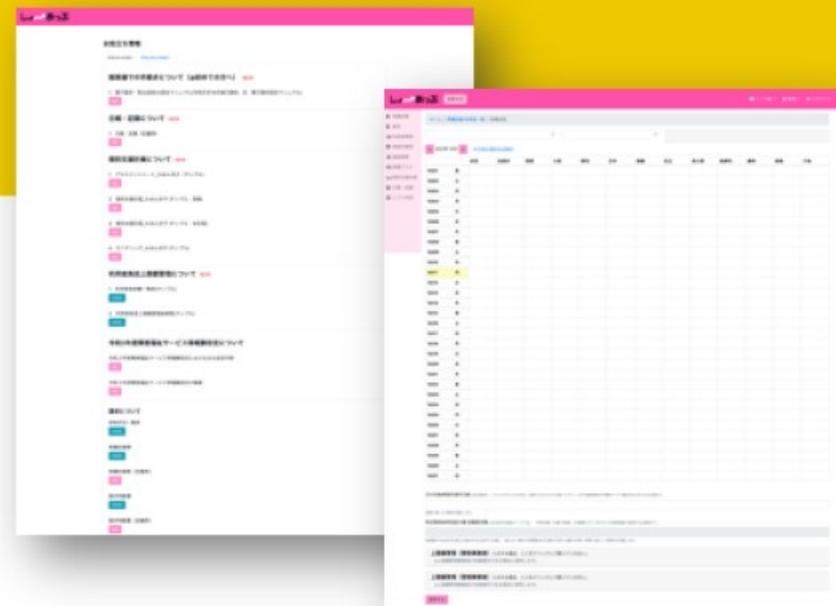


しょ～あっぷ導入のおすすめ

# Show-Up



## 障がい者グループホームに特化した クラウド型運営管理・請求システム



令和3年度4月施行「報酬改定」に対応し、令和3年度4月施行版として新バージョンに完全リニューアル！  
ASPを採用したクラウド一括管理システム！ライセンス契約ではないため、お気軽にその月からご契約が可能です。

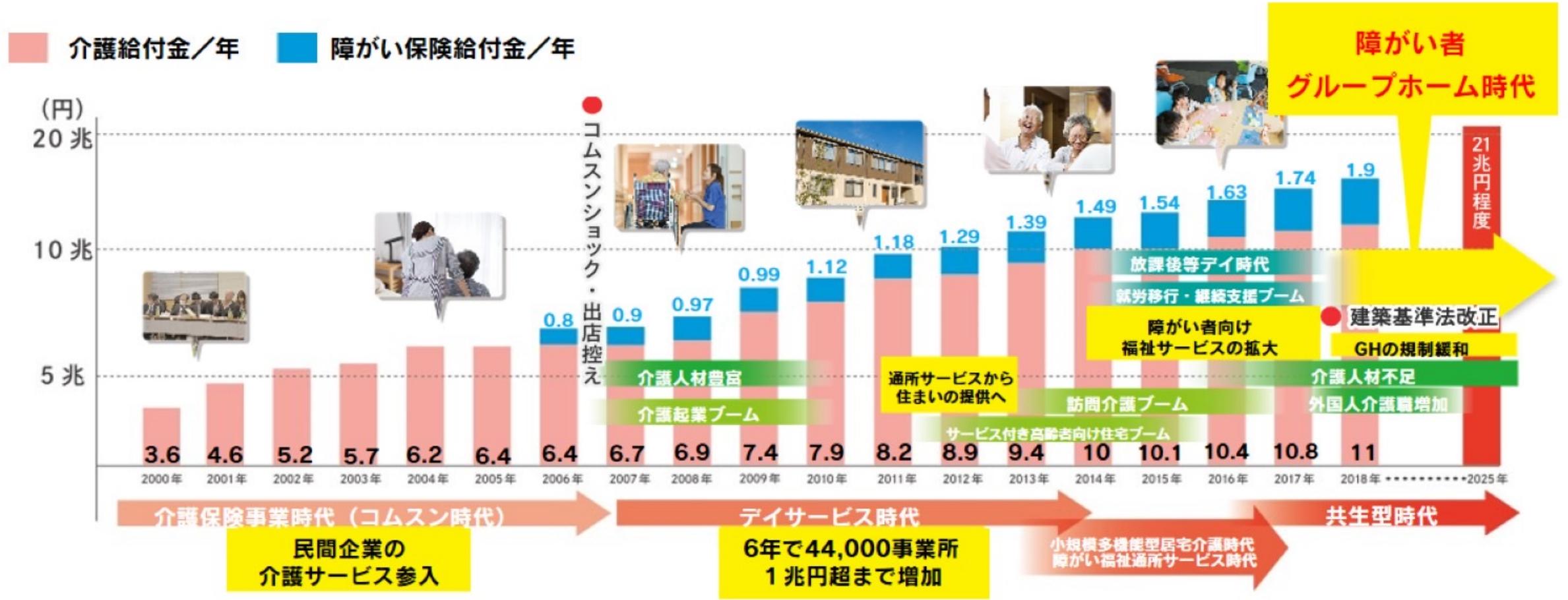
【価格】 参画企業：1,000円(税抜)／利用者1人 ※上限15,000円(税抜)／月

### 【機能詳細】

請求情報管理と共同生活援助・グループホーム(GH)運営における日報・記録等の帳票情報管理／事業所・建物情報／算定情報（加算／減算）／利用者情報／実費マスタ(家賃や水道光熱費等の利用者実費負担分のマスタ管理)、利用者請求書／領収書の出力・印刷が可能／請求・帳票データ(介護給付費・訓練等給付費等請求書・明細書、利用者負担上限額管理結果票、サービス提供実績記録票)のCSV／PDF出力・印刷が可能、その他(契約内容報告書、利用者負担額一覧表、代理受領通知書)にも対応／個別支援計画(アセスメントシート／原案／本計画／モニタリング)／日報・記録(業務日誌／日報、利用者記録／ケース記録／支援経過記録)／シフト作成補助機能(障害支援区分に応じた人員配置基準を自動計算、職員の勤務時間を役職別で管理)

# Market Information

※参考：厚生労働省「介護給付と保険料の推移」  
 ※GH=グループホーム



これから末永く福祉事業に取り組むパートナーとして  
お互いに協力して、世の中を少しでも良くしていきましょう!!

よろしく願いいたします。

株式会社アニスピホールディングス 代表取締役

藤田 英明